

昭和三十一年運輸省令第四十四号

旅客自動車運送事業運輸規則

道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第十三条第二項、第十五条、第二十六条第二項、第二十九条第一項、第三十条及び第九十五条の規定に基き、自動車運送事業等運輸規則を次のように定める。

目次

第一章 総則（第一条—第三条）
第二章 事業者（第四条—第四十七条の八）
第三章 運行管理者
第一節 運行管理者の選任等（第四十七条の九—第四十八条の四）
第二節 運行管理者資格者証（第四十八条の五—第四十八条の九）
第三節 運行管理者試験（第四十八条の十一—第四十八条の十四）
第四章 乗務員（第四十九条—第五十一条）
第五章 旅客（第五十二条・第五十三条）
第六章 指定試験機関（第五十四条—第六十六条）
第七章 雜則（第六十六条の二—第六十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、旅客自動車運送事業の適正な運営を確保することにより、輸送の安全及び旅

客の利便を図ることを目的とする。

（一般準則）

第二条 旅客自動車運送事業者は、従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため誠実に職

務を遂行するよう努めなければならない。

3 旅客自動車運送事業者は、従業員に対し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため誠実に職

務を遂行するよう努めなければならない。

4 旅客自動車運送事業者の従業員は、その職務に従事する場合は、輸送の安全及び旅客の利便を

確保することに努めなければならない。

（輸送の安全）

第二条の二 旅客自動車運送事業者は、経営の責任者の責務を定めることその他の国土交通大臣が

告示で定める措置を講ずることにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

（苦情処理）

第三条 旅客自動車運送事業者は、旅客に対する取扱いその他運輸に関して苦情を申し出た者に対

して、遅滞なく、弁明しなければならない。ただし、氏名及び住所を明らかにしない者に対して

は、この限りでない。

2 旅客自動車運送事業者は、前項の苦情の申出を受け付けた場合には、次に掲げる事項を當業所

ごとに記録し、かつ、その記録を整理して一年間保存しなければならない。

一 苦情の内容

二 原因究明の結果

三 苦情に対する弁明の内容

四 改善措置

（運賃及び料金等の実施等）

第四条 一般旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金並びに運送約款を公示した後でなければ、これ

を実施してはならない。

第二章 事業者

（運賃及び料金等の実施等）

第五章 総則（第四条—第四十七条の八）

3 2 前項の規定による公示は、當業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。
4 一般乗用旅客自動車運送事業者は、地方運輸局長が定めるところにより、事業用自動車（運送の引受けが當業所のみにおいて行われるもの）に運賃及び料金に関する事項を公衆及び事業用自動車を利用する旅客に見やすいように表示しなければならない。
5 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金が対時間制による場合を除き、地方運輸局長が定めるところにより、運賃及び料金の額を事業用自動車において事業用自動車を利用して事業用自動車を利用する旅客に見やすいように表示しなければならない。
6 （公示事項）
7 第五条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四十八条の十一号を除き、以下「法」という。第十二条第一項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を公示しなければならない。
8 一 事業者及び当該當業所の名称
9 二 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、当該當業所に係る運行系統
10 三 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、前号の運行系統ごとの運行回数、始発及び終発の時刻、運行間隔時間並びに他の當業所及び主な停留所への運行所要時間
11 四 路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者が、発地の発車時刻又は着地の到着時刻を定める場合には、当該発車時刻又は到着時刻
12 五 区域運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、発地の発車時刻若しくは着地の到着時刻又は運行間隔時間の規定による公示は、當業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。
13 六 当該停留所に係る運行系統
14 三 前号の運行系統ごとの発車時刻（運行回数の頻繁な運行系統にあつては、始発及び終発の時刻並びに運行間隔時間をもつて代えることができる。）
15 四 一の停留所に係る二以上の乗降場所がある場合又は二以上の停留所が相互に近接している場合であつて旅客の利便のため必要があるときは、他方の乗降場所又は停留所に係る運行系統及びその位置
16 五 業務の範囲を限定する条件が付されている事業にあつては、その業務の範囲
17 6 前項の規定による公示は、停留所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。（公示事項の変更の予告）
18 第六条 一般旅客自動車運送事業者は、法第十二条第一項又は前条第一項及び第三項の規定により公示した事項の変更について、法第十二条第三項の規定により公示するときは、緊急やむを得ない理由がある場合又は公衆の利便を阻害しない場合を除くほか、当該変更に係る事項を実施しようとする日の少なくとも七日前にこれをしなければならない。
19 2 前項の規定による公示は、當業所又は停留所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。（事業の休止及び廃止等の公示）
20 第七条 法第十五条の二第六項（法第三十八条第三項において準用する場合を含む。）及び法第三十八条第四項の規定により公示をするときは、緊急やむを得ない理由がある場合を除くほか、休止し、又は廃止しようとする日の少なくとも七日前までにこれをしなければならない。
21 一般旅客自動車運送事業者は、當業区域の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、緊急やむを得ない場合を除くほか、休止し、又は廃止しようとする日の少なくとも七日前にその旨を公示しなければならない。

3 前二項の規定による公示は、営業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示して行うものとする。

(運送引受書の交付)

第七条の二 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を受けた場合には、遅滞なく、当該運送の申込者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した運送引受書を交付しなければならない。

一 事業者の名称

二 運行の開始及び終了の地点及び日時

三 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時

四 旅客が乗車する区間

五 運転者、車掌その他の乗務員（第十五条の二第一項に規定する特定自動運行保安員（以下この号において「特定自動運行保安員」という。）を除く。第四十九条第一項及び第三項において同じ。）及び特定自動運行保安員（以下「乗務員等」という。）の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）

六 乗務員等の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）

七 運賃及び料金の額

八 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣が告示で定める事項

九 一般貸切旅客自動車運送事業者は、前項の規定による運送引受書の写しを運送の終了の日から三年間保存しなければならない。

十 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送の申込者に対して当該運送の引受けに際し手数料又はこれに類するものを支払った場合には、その額を記載した書類を、前項の運送引受書の写しとともに、当該運送の終了の日から三年間保存しなければならない。

（乗車券）

第八条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運賃を收受したときは、少なくとも次の事項が記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。第二十四条第六項及び第七項並びに第二十六条第一項において同じ。）により記録された一定の様式の乗車券を発行しなければならない。ただし、事業用自動車内において運賃を收受したときは、普通乗車券を発行しないことができる。

一 普通乗車券及び回数乗車券につき、事業者の名称、通用区間及び運賃額

二 定期乗車券につき、前号の記載事項のほか、通用期間、発行の日付、使用者の氏名、年齢及び定期乗車券の種類

（運賃の払戻し等）

第九条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客から運賃の払戻しの請求があつたときは、次の各号の一に掲げる金額を払い戻さなければならない。この場合において、第二項及び第三項の規定により運賃を払い戻す場合を除くほか、事業者は、相当額の手数料を徴収することができる。

一 未使用の普通乗車券及び回数乗車券につき、通用期間内に限りその運賃額

（運賃の払戻し等）

第十条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、旅客から運賃の払戻しの請求があつたときは、次の各号の一に掲げる金額を払い戻さなければならない。この場合において、第二項及び第三項の規定により運賃を払い戻す場合を除くほか、事業者は、相当額の手数料を徴収することができる。

一 未使用の普通乗車券及び回数乗車券につき、通用期間前に定期乗車券があつては、その運賃額

（定期乗車券につき、前号の記載事項のほか、通用期間、発行の日付、使用者の氏名、年齢及び定期乗車券の種類）

二 通用期間内の定期乗車券があつては、通用期間の始めの日から運賃払戻しの請求があつた日ま

三 通用期間内の定期乗車券があつては、通用期間の始めの日から運賃払戻しの請求があつた日までを使用済期間とし、これを一日二回乗車の割合で普通運賃に換算し、その金額を運賃額から控除した残額（次項の場合につき、その運賃額を日割りにした金額に通用期間から使用済期間を控除した残りの日数を乗じた金額）

一 一般乗合旅客自動車運送事業者は、乗車券の様式の変更その他の理由によりすでに発行した乗車券を無効とする場合は、無効とする日の少なくとも一月前に、公示の日から無効とする日の少

なくとも二月後の日までの間ににおいて乗車券の引換又は運賃の払戻をする旨の公示を営業所及び当該乗車券に係る通用区間を運行する事業用自動車内にしなければならない。

二 一般乗合旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない理由により運送を中断したときは、次の各号に掲げる旅客に対し、旅客の選択に応じ、当該各号のいずれかの取扱いをしなければならない。

一 普通乗車券を使用する旅客にあつては、その運賃額から乗車した区間にに対する運賃額を控除した残額の払戻し又は乗車できなかつた区間に乗車することができる証票の発行

二 回数乗車券を使用する旅客及び第八条ただし書の規定により普通乗車券を発行しない事業用自動車に普通旅客運賃を支払つて乗車している旅客にあつては、その運賃額から乗車した区間にに対する運賃額を控除した残額の払戻しを受けることができる証票の発行又は乗車できなかつた区間を乗車することができる証票の発行

三 定期乗車券を使用する旅客にあつては、その運賃額から乗車できた区間にに対する原券と同一通用期間の定期旅客運賃を控除した残額を日割りにした金額に休日日数を乗じた金額の払戻し又は原券の通用期間の延長

（領収証）

第十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受したときは、運賃又は料金の計算基礎を記載した領収証を発行しなければならない。ただし、乗車券を発行したときは、この限りではない。

一 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運賃又は料金を收受した場合であつて旅客の求めがあつたときは、收受した運賃又は料金の額を記載した領収証を発行しなければならない。

（荷物切符）

第十二条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第五条第一項第三号及び第三項第三号の規定により營業所及び停留所に掲示した発車時刻又は同条第一項第四号若しくは第五号の規定により營業所に掲示した発車時刻前に、事業用自動車を発車させてはならない。

（運送の引受け及び継続の拒絶）

第十三条 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに掲げる者の運送の引受け又は継続を拒絶することができる。

一 第十五条の二第七項又は第四十九条第四項の規定による制止又は指示に従わない者

二 第五十二条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を携帯している者

三 泥酔した者又は不潔な服装をした者等であつて、他の旅客の迷惑となるおそれのある者

四 付添人を伴わない重病者

五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（同法第四十四条の九の規定に基づき、政令で定めるところにより、同法第十九条又は第二十条の規定を準用するものに限る。）の患者（同法第八条（同法第四十四条の九において準用する場合を含む。）の規定により一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症又は指定感染症の患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見がある者

（危険物等の輸送制限）

第十四条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、第五十二条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客の運送に付随して運送してはならない。

一 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業用自動車（乗車定員十一人以上のものも）を旅客の現在する事業用自動車で運搬してはならない。

（車掌の乗務）

第十五条 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業用自動車（乗車定員十一人以上のものも）を

のに限る。)に車掌を乗務させなければ、これを旅客の運送の用に供してはならない。ただし、天災その他やむを得ない理由のある場合はこの限りでない。

- 一 車掌を乗務させないで運行することを目的とした旅客自動車運送事業用自動車(被牽引自動車を除く。)であつて道路運送車両の保安基準(昭和二十六年運輸省令第六十七号)第五十条の告示で定める基準に適合していないものを旅客の運送の用に供するとき。
- 二 車掌を乗務させなければ道路及び交通の状況並びに輸送の状態により運転上危険があるとき。
- 三 旅客の利便を著しく阻害するおそれがあるとき。

(特定自動運行保安員の業務等)

- 第十五條の二** 特定自動運行旅客運送(道路運送法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十五号)第六条第一項第九号に規定する特定自動運行旅客運送をいう。以下同じ。)を行おうとする旅客自動車運送事業者は、事業計画(路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画)の遂行に十分な数の特定自動運行保安員(特定自動運行旅客運送の用に供する特定自動運行事業用自動車(事業用自動車のうち、旅客自動車運送事業に供する特定自動運行用自動車(道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第七十五条の十二第二項第二号イに規定する特定自動運行用自動車をいう。)をいう。以下同じ。)の運行の安全の確保に関する業務を行う者をいう。以下同じ。)を常時選任しておかなければならぬ。

旅客自動車運送事業者は、次の各号のいずれかに掲げる措置を講じなければ、特定自動運行事業用自動車を旅客の運送の用に供してはならない。

- 1 当該特定自動運行事業用自動車に特定自動運行保安員を乗務させること。
- 2 口 営業所その他の適切な業務場所に特定自動運行保安員に連絡することができる装置及び特に緊急を要する場合において旅客が特定自動運行保安員に連絡することができる装置及び特定自動運行事業用自動車を停止させることができる装置を当該特定自動運行事業用自動車に備えること。

イ 緊急を要する場合において旅客が特定自動運行保安員に連絡することができる装置及び特定自動運行事業用自動車を停止させることができるものとし、当該特定自動運行事業用自動車に備えること。

ロ 営業所その他の適切な業務場所に特定自動運行保安員を配置し、当該特定自動運行保安員に道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第九条の二十九に規定する遠隔監視装置(以下この条において単に「遠隔監視装置」という。)その他の装置を用いて遠隔から運行の安全の確保に関する業務を行わせること。

3 特定自動運行旅客運送を行う旅客自動車運送事業者は、前項、第二十条、第二十一条第七項その他他の輸送の安全に関する規定に基づく措置を適切に講ずることができるように、必要な体制を整備しなければならない。

4 特定自動運行旅客運送を行う旅客自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車の運行を中止し、又は旅客が死傷したときは、特定自動運行保安員に対し、当該旅客自動車運送事業者とともに、第十八条第一項各号若しくは第十九条各号に掲げる事項を実施させなければならない。この場合において、旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてさせなければならない。

5 特定自動運行旅客運送を行う旅客自動車運送事業者は、特定自動運行保安員に、次に掲げる行為をさせてはならない。
一 第五十二条各号に掲げる物品(同条ただし書の規定によるものを除く。)を旅客の現在する特定自動運行事業用自動車内に持ち込むこと。
二 酒気を帯びて事業用自動車の運行の業務に従事すること。

6 特定自動運行旅客運送を行う一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者は、特定自動運行事業用自動車(乗車定員十一人以上のものに限る。)の特定自動運行保安員に、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為をさせてはならない。
一 運行時刻前に発車すること。

二 旅客の現在する自動車の走行中に職務を遂行するために必要な事項以外の事項について話をすること。

7 特定自動運行旅客運送を行う一般乗合旅客自動車運送事業者に申し出ること。

一 酒気を帯びた状態にあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。
二 疾病、疲労、睡眠不足、天災その他他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ること。

三 特定自動運行事業用自動車の運行中に疾病、疲労、睡眠不足、天災その他他の理由により安全に業務を継続することができないおそれがあるときは、その旨を旅客自動車運送事業者に申し出ること。

四 特定自動運行事業用自動車の運行中に当該特定自動運行事業用自動車の重大な故障を発見し、又は重大な事故が発生するおそれがあると認めたときは、直ちに、運行を中止し、旅客自動車運送事業者に報告すること。

五 坂路において特定自動運行事業用自動車(遠隔から業務を行う場合にあつては、遠隔監視装置)から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。

六 特定自動運行事業用自動車の故障等により踏切内で運行不能となつたときは、速やかに旅客を誘導して退避させるとともに、列車に対し適切な防護措置をとり、旅客自動車運送事業者に報告すること。

七 乗降口の扉は、停車前に旅客の乗降のために開かないこと。

八 発車音を吹鳴する場合は、旅客の安全及び特定自動運行事業用自動車(遠隔から業務を行う場合にあつては、遠隔監視装置)から離れるとき及び安全な運行に支障がある箇所を通過するときは、旅客を降車させること。

九 乗降口の扉が閉じたことを確認した後に特定自動運行事業用自動車を発車させること。

十 業務を終了したときは、交替する特定自動運行保安員に対し、業務中の特定自動運行事業用自動車、道路及び運行の状況について通告すること。この場合において、その業務に従事する特定自動運行保安員は、当該特定自動運行事業用自動車の制動装置、走行装置その他の重要な部分の機能について点検すること。

十一 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。
十二 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。
十三 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

十四 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。
十五 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。
十六 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。
十七 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。
十八 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。
十九 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

二十 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

二十一 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

二十二 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

二十三 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

二十四 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

二十五 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

二十六 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

二十七 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

二十八 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

二十九 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

三十 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

三十一 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

三十二 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

三十三 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

三十四 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

三十五 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

三十六 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

三十七 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

三十八 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

三十九 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

四十 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

四十一 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

四十二 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

四十三 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

四十四 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

四十五 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

四十六 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

四十七 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

四十八 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

四十九 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

五十 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

五十一 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

五十二 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

五十三 特定自動運行保安員の業務の実施に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

(遅延の掲示)

第十六条 一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の到着が著しく遅延した場合は、すみやかに原因を調査し、必要と認めるときは、その概要を関係のある営業所に掲示しなければならない。
(事故に関する掲示)

第十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により事業計画又は運行計画に定められたるところに従つて事業用自動車を運行することができなくなつたため、旅客の利便を阻害するおそれがある場合は、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を関係のある営業所その他の場合において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

- 一 事故の発生した日時及び場所
- 二 事故の概要
- 三 復旧の見込

四 臨時の計画により事業用自動車を運行しようとするときは、その概要

五 旅客が当該運行系統又は運送の区間に代えて利用することができる他の運行系統若しくは運送の区間又は運送事業がある場合には、その概要
(事故の場合の処置)

第十八条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために、次の各号に掲げる事項に関して適切な処置をしなければならない。

- 一 旅客の運送を継続すること。
- 二 旅客を出発地まで送還すること。
- 三 前各号に掲げるもののほか、旅客を保護すること。

第十九条 旅客自動車運送事業者は、天災その他の事故により、旅客が死亡し、又は負傷したときは、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- 一 死傷者のあるときは、すみやかに応急救手当その他の必要な措置を講ずること。
- 二 死者又は重傷者のあるときは、すみやかに、その旨を家族に通知すること。
- 三 遺留品を保管すること。
- 四 前各号に掲げるもののほか、死傷者を保護すること。

(損害を賠償するための措置)

第二十条の二 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかなければならぬ。

(過労防止等)

第二十一条 旅客自動車運送事業者は、過労の防止を十分考慮して、国土交通大臣が告示で定める基準に従つて、事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間とそれがあるときは、事業用自動車の乗務員等に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならない。

2 旅客自動車運送事業者は、乗務員等が有効に利用することができるよう、営業所、自動車庫その他営業所又は自動車車庫付近の適切な場所に、休憩に必要な施設を整備し、及び乗務員等

に睡眠を与える必要がある場合又は乗務員等が勤務時間中に仮眠する機会がある場合は、睡眠又是仮眠に必要な施設を整備し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

第三十一条 旅客自動車運送事業者は、運転者に第一項の告示で定める基準による一日の勤務時間中に当該運転者の属する営業所で勤務を終了することができない運行を指示する場合は、当該運転者が有効に利用することができるよう、勤務を終了する場所の付近の適切な場所に睡眠に必要な施設を整備し、又は確保し、並びにこれらの施設を適切に管理し、及び保守しなければならない。

第三十二条 旅客自動車運送事業者は、酒気を帶びた状態にある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に從事させてはならない。

第三十三条 旅客自動車運送事業者は、乗務員等の健康状態の把握に努め、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全に運行の業務を遂行し、又はその補助をすることができないおそれがある乗務員等を事業用自動車の運行の業務に從事させてはならない。

第三十四条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、運転者が長距離運転又は夜間の運転に従事する場合であつて、疲労等により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、あらかじめ、交替するための運転者を配置しておかなければならぬ。

第三十五条 旅客自動車運送事業者は、乗務員等が事業用自動車の運行中に疾病、疲労、睡眠不足その他的理由により安全に運行の業務を継続し、又はその補助を継続することができないおそれがあるときは、当該乗務員等に対する必要な指示その他輸送の安全のための措置を講じなければならぬ。

(運行に関する状況の把握のための体制の整備)

第三十六条の二 旅客自動車運送事業者は、第二十条、前条第七項その他の輸送の安全に関する規定に基づく措置を適切に講ずることができるように、事業用自動車の運行に関する状況を適切に把握するための体制を整備しなければならない。

(乗務距離の最高限度等)

第三十七条 交通の状況を考慮して地方運輸局長が指定する地域(以下この条、次条及び第五十条第八項において「指定地域」という。)内に営業所を有する一般乗用旅客自動車運送事業者は、次項の規定により地方運輸局長が定める乗務距離の最高限度を超えて当該営業所に属する運転者を事業用自動車に乗務させてはならない。

第三十八条 前項の乗務距離の最高限度は、当該指定地域における道路及び交通の状況並びに輸送の状態に応じ、当該営業所に属する事業用自動車の運行の安全を阻害するおそれのないよう、地方運輸局長が定めるものとする。

第三十九条 地方運輸局長は、指定地域の指定をし、及び前項の乗務距離の最高限度を定めたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

第四十条 前条第一項の一般乗用旅客自動車運送事業者は、指定地域内にある営業所に属する運転者に、その收受する運賃及び料金の総額が一定の基準に達し、又はこれを超えるように乗務を強制してはならない。

(点呼等)

第四十一条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に從事しようとする運転者又は特定自動運行保安員(以下「運転者等」という。)に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法(運行上やむを得ない場合は電話その他)の方法。次項において同じ。)により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えるなければならない。

1 道路運送車両法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第四十七条の二第一項及び第二項の規定による点検の実施又はその確認

2 運転者に対しても、酒気帯びの有無

- 三 運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- 四 特定自動運行保安員に対しては、特定自動運行事業用自動車による運送を行うために必要な自動運行装置（道路運送車両法第四十一条第一項第二十号に規定する自動運行装置をいう。）の設定の状況に関する確認
- 5 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務を終了した運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法により点呼を行い、当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況について報告を求め、かつ、運転者に対しては酒気帯びの有無について確認を行わなければならない。この場合において、当該運転者が他の運転者等と交替した場合においては、当該運転者等が交替した運転者等に對して行つた第十五条の二第八項第十号又は第五十条第一項第八号の規定による通告についても報告を求めるべきである。
- 6 一般貸切旅客自動車運送事業者は、夜間において長距離の運行を行う事業用自動車の運行の業務に從事する運転者等に対して当該業務の途中において少なくとも一回対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（当該方法により点呼を行うことが困難である場合においては、電話その他の方法）により点呼を行い、次の各号に掲げる事項について報告を求め、及び確認を行い、並びに事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えるなければならない。
- 7 一 当該業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況
- 8 二 運転者に対しては、疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無
- 9 三 旅客自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器）について、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。（以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、第一項及び第二項の規定により酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。
- 10 四 旅客自動車運送事業者は、第一項から第三項までの規定により点呼を行い、報告を求め、確認を行ひ、及び指示をしたときは、運転者等ごとに点呼を行つた旨、報告、確認及び指示の内容並びに次に掲げる事項を記録し、かつ、その記録を一年間（一般貸切旅客自動車運送事業者においては、その内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の方式による記録）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの）を三年間）保存しなければならない。
- 11 五 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に從事したときは、前項各号に掲げる事項のほか、旅客が乗車した区間に運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を三年間保存しなければならない。
- 12 六 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に從事したときは、第一項第一号から第七号までに掲げる事項のほか、旅客が乗車した区間並びに運行の業務に從事した事業用自動車の走行距離計に表示されている業務の開始時及び終了時における走行距離の積算キロ数を運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を事業用自動車ごとに整理して一年間保存しなければならない。
- 13 七 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に從事したときは、前項各号に掲げる事項のほか、旅客が乗車した区間に運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を三年間保存しなければならない。
- 14 八 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に從事したときは、前項各号に掲げる事項のほか、旅客が乗車した区間に運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を三年間保存しなければならない。
- 15 九 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に從事したときは、第一項第一号から第七号までに掲げる事項のほか、旅客が乗車した区間に運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を三年間保存しなければならない。
- 16 十 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に從事したときは、前項各号に掲げる事項のほか、旅客が乗車した区間に運転者等ごとに記録させ、かつ、その記録を三年間保存しなければならない。
- 17 十一 一般貸切旅客自動車運送事業者は、第一項、第二項及び第四項の規定によりアルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行うときは、当該確認に係る呼気の検査を行つてある状況の写真（当該運転者を識別できるものに限る。）を撮影して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつ、その記録を九十日間保存しなければならない。ただし、当該状況を前項の規定により録画する場合はこの限りでない。
- 18 十二 一般乗用旅客自動車運送事業者は、運転者等が事業用自動車の運行の業務に從事したときは、第一項から第三項までの規定により点呼を行つたときは、その状況を録音及び録画（電話その他の方法により点呼を行う場合においては、録音のみ）して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつ、その記録を九十日間保存しなければならない。
- 19 十三 一般貸切旅客自動車運送事業者は、第一項、第二項及び第四項の規定によりアルコール検知器を用いて運転者の酒気帯びの有無について確認を行うときは、当該確認に係る呼気の検査を行つてある状況の写真（当該運転者を識別できるものに限る。）を撮影して電磁的方法により記録媒体に記録し、かつ、その記録を九十日間保存しなければならない。ただし、当該状況を前項の規定により録画する場合はこの限りでない。
- 20 十四 略
- 21 十五 略
- 22 十六 略
- 23 十七 略
- 24 十八 略
- 25 十九 略
- 26 二十 略
- 27 二十一 略
- 28 二十二 略
- 29 二十三 略
- 30 二十四 略
- 31 二十五 略
- 32 二十六 略
- 33 二十七 略
- 34 二十八 略
- 35 二十九 略
- 36 三十 略
- 37 三十一 略
- 38 三十二 略
- 39 三十三 略
- 40 三十四 略
- 41 三十五 略
- 42 三十六 略
- 43 三十七 略
- 44 三十八 略
- 45 三十九 略
- 46 四十 略
- 47 四十一 略
- 48 四十二 略
- 49 四十三 略
- 50 四十四 略
- 51 四十五 略
- 52 四十六 略
- 53 四十七 略
- 54 四十八 略
- 55 四十九 略
- 56 五十 略
- 57 五十一 略
- 58 五十二 略
- 59 五十三 略
- 60 五十四 略
- 61 五十五 略
- 62 五十六 略
- 63 五十七 略
- 64 五十八 略
- 65 五十九 略
- 66 六十 略
- 67 六十一 略
- 68 六十二 略
- 69 六十三 略
- 70 六十四 略
- 71 六十五 略
- 72 六十六 略
- 73 六十七 略
- 74 六十八 略
- 75 六十九 略
- 76 七十 略
- 77 七十一 略
- 78 七十二 略
- 79 七十三 略
- 80 七十四 略
- 81 七十五 略
- 82 七十六 略
- 83 七十七 略
- 84 七十八 略
- 85 七十九 略
- 86 八十 略
- 87 八十一 略
- 88 八十二 略
- 89 八十三 略
- 90 八十四 略
- 91 八十五 略
- 92 八十六 略
- 93 八十七 略
- 94 八十八 略
- 95 八十九 略
- 96 九十 略
- 97 九十一 略
- 98 九十二 略
- 99 九十三 略
- 100 九十四 略
- 101 九十五 略
- 102 九十六 略
- 103 九十七 略
- 104 九十八 略
- 105 九十九 略
- 106 一百 略
- 107 一百零一 略
- 108 一百零二 略
- 109 一百零三 略
- 110 一百零四 略
- 111 一百零五 略
- 112 一百零六 略
- 113 一百零七 略
- 114 一百零八 略
- 115 一百零九 略
- 116 一百一〇 略
- 117 一百一一 略
- 118 一百一二 略
- 119 一百一三 略
- 120 一百一四 略
- 121 一百一五 略
- 122 一百一六 略
- 123 一百一七 略
- 124 一百一八 略
- 125 一百一九 略
- 126 一百二十 略
- 127 一百二十一 略
- 128 一百二十二 略
- 129 一百二十三 略
- 130 一百二四 略
- 131 一百二五 略
- 132 一百二六 略
- 133 一百二七 略
- 134 一百二八 略
- 135 一百二九 略
- 136 一百三十 略
- 137 一百三十一 略
- 138 一百三十二 略
- 139 一百三十三 略
- 140 一百三十四 略
- 141 一百三十五 略
- 142 一百三十六 略
- 143 一百三十七 略
- 144 一百三十八 略
- 145 一百三十九 略
- 146 一百四十 略
- 147 一百四十一 略
- 148 一百四十二 略
- 149 一百四十三 略
- 150 一百四十四 略
- 151 一百四十五 略
- 152 一百四十六 略
- 153 一百四十七 略
- 154 一百四十八 略
- 155 一百四十九 略
- 156 一百五十 略
- 157 一百五十一 略
- 158 一百五十二 略
- 159 一百五十三 略
- 160 一百五十四 略
- 161 一百五十五 略
- 162 一百五十六 略
- 163 一百五十七 略
- 164 一百五十八 略
- 165 一百五十九 略
- 166 一百六十 略
- 167 一百六十一 略
- 168 一百六十二 略
- 169 一百六十三 略
- 170 一百六十四 略
- 171 一百六十五 略
- 172 一百六十六 略
- 173 一百六十七 略
- 174 一百六十八 略
- 175 一百六十九 略
- 176 一百七十 略
- 177 一百七十一 略
- 178 一百七十二 略
- 179 一百七十三 略
- 180 一百七十四 略
- 181 一百七十五 略
- 182 一百七十六 略
- 183 一百七十七 略
- 184 一百七十八 略
- 185 一百七十九 略
- 186 一百八十 略
- 187 一百八十一 略
- 188 一百八十二 略
- 189 一百八十三 略
- 190 一百八十四 略
- 191 一百八十五 略
- 192 一百八十六 略
- 193 一百八十七 略
- 194 一百八十八 略
- 195 一百八十九 略
- 196 一百九十 略
- 197 一百九十一 略
- 198 一百九十二 略
- 199 一百九十三 略
- 200 一百九十四 略
- 201 一百九十五 略
- 202 一百九十六 略
- 203 一百九十七 略
- 204 一百九十八 略
- 205 一百九十九 略
- 206 一百二十 略
- 207 一百二十一 略
- 208 一百二十二 略
- 209 一百二十三 略
- 210 一百二四 略
- 211 一百二五 略
- 212 一百二六 略
- 213 一百二七 略
- 214 一百二八 略
- 215 一百二九 略
- 216 一百三十 略
- 217 一百三十一 略
- 218 一百三十二 略
- 219 一百三十三 略
- 220 一百三十四 略
- 221 一百三十五 略
- 222 一百三十六 略
- 223 一百三十七 略
- 224 一百三十八 略
- 225 一百三十九 略
- 226 一百四十 略
- 227 一百四十一 略
- 228 一百四十二 略
- 229 一百四十三 略
- 230 一百四十四 略
- 231 一百四十五 略
- 232 一百四十六 略
- 233 一百四十七 略
- 234 一百四十八 略
- 235 一百四十九 略
- 236 一百五十 略
- 237 一百五十一 略
- 238 一百五十二 略
- 239 一百五十三 略
- 240 一百五十四 略
- 241 一百五十五 略
- 242 一百五十六 略
- 243 一百五十七 略
- 244 一百五十八 略
- 245 一百五十九 略
- 246 一百六十 略
- 247 一百六十一 略
- 248 一百六十二 略
- 249 一百六十三 略
- 250 一百六十四 略
- 251 一百六十五 略
- 252 一百六十六 略
- 253 一百六十七 略
- 254 一百六十八 略
- 255 一百六十九 略
- 256 一百七十 略
- 257 一百七十一 略
- 258 一百七十二 略
- 259 一百七十三 略
- 260 一百七十四 略
- 261 一百七十五 略
- 262 一百七十六 略
- 263 一百七十七 略
- 264 一百七十八 略
- 265 一百七十九 略
- 266 一百八十 略
- 267 一百八十一 略
- 268 一百八十二 略
- 269 一百八十三 略
- 270 一百八十四 略
- 271 一百八十五 略
- 272 一百八十六 略
- 273 一百八十七 略
- 274 一百八十八 略
- 275 一百八十九 略
- 276 一百九十 略
- 277 一百九十一 略
- 278 一百九十二 略
- 279 一百九十三 略
- 280 一百九十四 略
- 281 一百九十五 略
- 282 一百九十六 略
- 283 一百九十七 略
- 284 一百九十八 略
- 285 一百九十九 略
- 286 一百二十 略
- 287 一百二十一 略
- 288 一百二十二 略
- 289 一百二十三 略
- 290 一百二四 略
- 291 一百二五 略
- 292 一百二六 略
- 293 一百二七 略
- 294 一百二八 略
- 295 一百二九 略
- 296 一百三十 略
- 297 一百三十一 略
- 298 一百三十二 略
- 299 一百三十三 略
- 300 一百三十四 略
- 301 一百三十五 略
- 302 一百三十六 略
- 303 一百三十七 略
- 304 一百三十八 略
- 305 一百三十九 略
- 306 一百四十 略
- 307 一百四十一 略
- 308 一百四十二 略
- 309 一百四十三 略
- 310 一百四十四 略
- 311 一百四十五 略
- 312 一百四十六 略
- 313 一百四十七 略
- 314 一百四十八 略
- 315 一百四十九 略
- 316 一百五十 略
- 317 一百五十一 略
- 318 一百五十二 略
- 319 一百五十三 略
- 320 一百五十四 略
- 321 一百五十五 略
- 322 一百五十六 略
- 323 一百五十七 略
- 324 一百五十八 略
- 325 一百五十九 略
- 326 一百六十 略
- 327 一百六十一 略
- 328 一百六十二 略
- 329 一百六十三 略
- 330 一百六十四 略
- 331 一百六十五 略
- 332 一百六十六 略
- 333 一百六十七 略
- 334 一百六十八 略
- 335 一百六十九 略
- 336 一百七十 略
- 337 一百七十一 略
- 338 一百七十二 略
- 339 一百七十三 略
- 340 一百七十四 略
- 341 一百七十五 略
- 342 一百七十六 略
- 343 一百七十七 略
- 344 一百七十八 略
- 345 一百七十九 略
- 346 一百八十 略
- 347 一百八十一 略
- 348 一百八十二 略
- 349 一百八十三 略
- 350 一百八十四 略
- 351 一百八十五 略
- 352 一百八十六 略
- 353 一百八十七 略
- 354 一百八十八 略
- 355 一百八十九 略
- 356 一百九十 略
- 357 一百九十一 略
- 358 一百九十二 略
- 359 一百九十三 略
- 360 一百九十四 略
- 361 一百九十五 略
- 362 一百九十六 略
- 363 一百九十七 略
- 364 一百九十八 略
- 365 一百九十九 略
- 366 一百二十 略
- 367 一百二十一 略
- 368 一百二十二 略
- 369 一百二十三 略
- 370 一百二四 略
- 371 一百二五 略
- 372 一百二六 略
- 373 一百二七 略
- 374 一百二八 略
- 375 一百二九 略
- 376 一百三十 略
- 377 一百三十一 略
- 378 一百三十二 略
- 379 一百三十三 略
- 380 一百三十四 略
- 381 一百三十五 略
- 382 一百三十六 略
- 383 一百三十七 略
- 384 一百三十八 略
- 385 一百三十九 略
- 386 一百四十 略
- 387 一百四十一 略
- 388 一百四十二 略
- 389 一百四十三 略
- 390 一百四十四 略
- 391 一百四十五 略
- 392 一百四十六 略
- 393 一百四十七 略
- 394 一百四十八 略
- 395 一百四十九 略
- 396 一百五十 略
- 397 一百五十一 略
- 398 一百五十二 略
- 399 一百五十三 略
- 400 一百五十四 略
- 401 一百五十五 略
- 402 一百五十六 略
- 403 一百五十七 略
- 404 一百五十八 略
- 405 一百五十九 略
- 406 一百六十 略
- 407 一百六十一 略
- 408 一百六十二 略
- 409 一百六十三 略
- 410 一百六十四 略
- 411 一百六十五 略
- 412 一百六十六 略
- 413 一百六十七 略
- 414 一百六十八 略
- 415 一百六十九 略
- 416 一百七十 略
- 417 一百七十一 略
- 418 一百七十二 略
- 419 一百七十三 略
- 420 一百七十四 略
- 421 一百七十五 略
- 422 一百七十六 略
- 423 一百七十七 略
- 424 一百七十八 略
- 425 一百七十九 略
- 426 一百八十 略
- 427 一百八十一 略
- 428 一百八十二 略
- 429 一百八十三 略
- 430 一百八十四 略
- 431 一百八十五 略
- 432 一百八十六 略
- 433 一百八十七 略
- 434 一百八十八 略
- 435 一百八十九 略
- 436 一百九十 略
- 437 一百九十一 略
- 438 一百九十二 略
- 439 一百九十三 略
- 440 一百九十四 略
- 441 一百九十五 略
- 442 一百九十六 略
- 443 一百九十七 略
- 444 一百九十八 略
- 445 一百九十九 略
- 446 一百二十 略
- 447 一百二十一 略
- 448 一百二十二 略
- 449 一百二十三 略
- 450 一百二四 略
- 451 一百二五 略
- 452 一百二六 略
- 453 一百二七 略
- 454 一百二八 略
- 455 一百二九 略
- 456 一百三十 略
- 457 一百三十一 略
- 458 一百三十二 略
- 459 一百三十三 略
- 460 一百三十四 略
- 461 一百三十五 略
- 462 一百三十六 略
- 463 一百三十七 略
- 464 一百三十八 略
- 465 一百三十九 略
- 466 一百四十 略
- 467 一百四十一 略
- 468 一百四十二 略
- 469 一百四十三 略
- 470 一百四十四 略
- 471 一百四十五 略
- 472 一百四十六 略
- 473 一百四十七 略
- 474 一百四十八 略
- 475 一百四十九 略
- 476 一百五十 略
- 477 一百五十一 略
- 478 一百五十二 略
- 479 一百五十三 略
- 480 一百五十四 略
- 481 一百五十五 略
- 482 一百五十六 略
- 483 一百五十七 略
- 484 一百五十八 略
- 485 一百五十九 略
- 486 一百六十 略
- 487 一百六十一 略
- 488 一百六十二 略
- 489 一百六十三 略
- 490 一百六十四 略
- 491 一百六十五 略
- 492 一百六十六 略
- 493 一百六十七 略
- 494 一百六十八 略
- 495 一百六十九 略
- 496 一百七十 略
- 497 一百七十一 略
- 498 一百七十二 略
- 499 一百七十三 略
- 500 一百七十四 略
- 501 一百七十五 略
- 502 一百七十六 略
- 503 一百七十七 略
- 504 一百七十八 略
- 505 一百七十九 略
- 506 一百八十 略
- 507 一百八十一 略
- 508 一百八十二 略
- 509 一百八十三 略
- 510 一百八十四 略
- 511 一百八十五 略
- 512 一百八十六 略
- 513 一百八十七 略
- 514 一百八十八 略
- 515 一百八十九 略
- 516 一百九十 略
- 517 一百九十一 略
- 518 一百九十二 略
- 519 一百九十三 略
- 520 一百九十四 略
- 521 一百九十五 略
- 522 一百九十六 略
- 523 一百九十七 略
- 524 一百九十八 略
- 525 一百九十九 略
- 526 一百二十 略
- 527 一百二十一 略
- 528 一百二十二 略
- 529 一百二十三 略
- 530 一百二四 略
- 531 一百二五 略
- 532 一百二六 略
- 533 一百二七 略
- 534 一百二八 略
- 535 一百二九 略
- 536 一百三十 略
- 537 一百三十一 略
- 538 一百三十二 略
- 539 一百三十三 略
- 540 一百三十四 略
- 541 一百三十五 略
- 542 一百三十六 略
- 543 一百三十七 略
- 544 一百三十八 略
- 545 一百三十九 略
- 546 一百四十 略
- 547 一百四十一 略
- 548 一百四十二 略
- 549 一百四十三 略
- 550 一百四十四 略
- 551 一百四十五 略
- 552 一百四十六 略
- 553 一百四十七 略
- 554 一百四十八 略
- 555 一百四十九 略
- 556 一百五十 略
- 557 一百五十一 略
- 558 一百五十二 略
- 559 一百五十三 略
- 560 一百五十四 略
- 561 一百五十五 略
- 562 一百五十六 略
- 563 一百五十七 略
- 564 一百五十八 略
- 565 一百五十九 略
- 566 一百六十 略
- 567 一百六十一 略
- 568 一百六十二 略
- 569 一百六十三 略
- 570 一百六十四 略
- 571 一百六十五 略
- 572 一百六十六 略
- 573 一百六十七 略
- 574 一百六十八 略
- 575 一百六十九 略
- 576 一百七十 略
- 577 一百七十一 略
- 578 一百七十二 略
- 579 一百七十三 略
- 580 一百七十四 略
- 581 一百七十五 略
- 582 一百七十六 略
- 583 一百七十七 略
- 584 一百七十八 略
- 585 一百七十九 略
- 586 一百八十 略
- 587 一百八十一 略
- 588 一百八十二 略
- 589 一百八十三 略
- 590 一百八十四 略
- 591 一百八十五 略
- 592 一百八十六 略
- 593 一百八十七 略
- 594 一百八十八 略
- 595 一百八十九 略
- 596 一百九十 略
- 597 一百九十一 略
- 598 一百九十二 略
- 599 一百九十三 略
- 600 一百九十四 略
- 601 一百九十五 略
- 602 一百九十六 略
- 603 一百九十七 略
- 604 一百九十八 略
- 605 一百九十九 略
- 606 一百二十 略
- 607 一百二十一 略
- 608 一百二十二 略
- 609 一百二十三 略
- 610 一百二四 略
- 611 一百二五 略
- 612 一百二六 略
- 613 一百二七 略
- 614 一百二八 略
- 615 一百二九 略
- 616 一百三十 略
- 617 一百三十一 略
- 618 一百三十二 略
- 619 一百三十三 略
- 620 一百三十四 略
- 621 一百三十五 略
- 622 一百三十六 略
- 623 一百三十七 略
- 624 一百三十八 略
- 625 一百三十九 略
- 626 一百四十 略
- 627 一百四十一 略
- 628 一百四十二 略
- 629 一百四十三 略
- 630 一百四十四 略
- 631 一百四十五 略
- 632 一百四十六 略
- 633 一百四十七 略
- 634 一百四十八 略
- 635 一百四十九 略
- 636 一百五十 略
- 637 一百五十一 略
- 638 一百五十二 略
- 639 一百五十三 略
- 640 一百五十四 略
- 641 一百五十五 略
- 642 一百五十六 略
- 643 一百五十七 略
- 644 一百五十八 略
- 645 一百五十九 略
- 646 一百六十 略
- 647 一百六十一 略
- 648 一百六十二 略
- 649 一百六十三 略
- 650 一百六十四 略
- 651 一百六十五 略
- 652 一百六十六 略
- 653 一百六十七 略
- 654 一百六十八 略
- 655 一百六十九 略
- 656 一百

は、指定地域の指定があつた日から一年を超えない範囲内において地方運輸局長が定める日以後においては、指定地域内にある営業所に属する運転者等が事業用自動車の運行の業務に従事した場合（事業用自動車の運行の態様等を考慮して地方運輸局長が認める場合を除く。）は、当該自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を運転者等ごとに整理して一年間保存しなければならない。

3 地方運輸局長は、指定地域の指定をし、及び前項の日を定めたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

（事故の記録）

第二十六条の二 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に係る事故が発生した場合には、次に掲げる事項を記録し、その記録を当該事業用自動車の運行を管理する営業所において三年間保存しなければならない。

一 乗務員等の氏名
二 事業用自動車登録番号その他の当該事業用自動車を識別できる表示
三 事故の発生日
四 事故の発生場所
五 事故の当事者（乗務員等を除く。）の氏名
六 事故の概要（損害の程度を含む。）
七 事故の原因
八 再発防止対策

第二十七条 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した運行基準図を作成して営業所に備え、かつ、これにより事業用自動車の運転者等に対し、適切な指導をしなければならない。

一 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、停留所又は乗降地点の名称及び位置並びに隣接する停留所間又は乗降地点間の距離
二 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、標準の運行時分及び平均速度
三 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、道路の主なこう配、曲線半径、幅員及び路面の状態
四 踏切、橋、トンネル、交差点、待避所及び運行に際して注意を要する箇所の位置
五 その他運行の安全を確保するために必要な事項

2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、主な停留所の名称、当該停留所の発車時刻及び到着時刻その他運行に必要な事項を記載した運行表を作成し、かつ、これを事業用自動車の運転者等に携行させなければならない。

（経路の調査等）

第二十八条 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行の主な経路における道路及び交通の状況を事前に調査し、かつ、当該経路の状態に適すると認められる自動車を使用しなければならない。ただし、法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあつては、この限りでない。

（運行指示書による指示等）

第二十九条の二 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運行ごとに次の各号に掲げる事項を記載した運行指示書を作成し、かつ、これにより事業用自動車の運転者等に対し適切な指示を行ふとともに、これを当該運転者等に携行させなければならない。ただし、法第二十一条第二号の規定による許可を受けて乗合旅客を運送する場合にあつては、この限りでない。

一 運行の開始及び終了の地点及び日時
二 乗務員等の氏名
三 運行の経路並びに主な経由地における発車及び到着の日時

四 旅客が乗車する区間

五 運行に際して注意を要する箇所の位置

六 乗務員等の休憩地点及び休憩時間（休憩がある場合に限る。）

七 乗務員等の運転又は業務の交替の地点（運転又は業務の交替がある場合に限る。）

八 第二十二条第三項の睡眠に必要な施設の名称及び位置

九 運送契約の相手方の氏名又は名称

十 その他運行の安全を確保するため必要な事項

2 一般貸切旅客自動車運送事業者は、前項の規定による運行指示書を運行の終了の日から三年間保存しなければならない。

（地図の備付け）

第二十九条 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（次項の規定の適用を受けるものを除く。）に少なくとも営業区域内の次の各号に掲げる事項が明示された地図であつて地方運輸局長の指定する規格に適合するものを備えておかなければならない。

一 道路

二 地名
三 著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅
四 その他地方運輸局長が指定する事項

2 一般乗用旅客自動車運送事業者は、タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五回）第二条第五項の指定地域内の営業所に配置する事業用自動車（運送の引受けが営業所のみにおいて行われるものを除く。）にあつては、次の各号に掲げる機能を有する機器を備えておかなければならぬ。

一 電子地図（電磁的方式により記録された地図（少なくとも営業区域内の前項各号に掲げる事項が明示された地図であつて同項の規格に適合するものに限る。））をいう。次号において同じ。）を当該機器の映像面に表示する機能

二 当該事業用自動車の位置情報を常時かつ即時に受信し、当該位置情報を当該機器の映像面に表示された電子地図に表示する機能

三 当該事業用自動車の運転者に対して目的地までの効率的な経路を適時に案内する機能

第三十条から第三十四条まで 削除

（運転者の選任等）

第三十五条 旅客自動車運送事業者は、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならぬ。

第三十六条 旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。次条第一項、第二項及び第五項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者を運転者等として選任してはならない。

一 日日雇い入れられる者

二 二月以内の期間を定めて使用される者

三 試みの使用期間中の者（十四日を超えて引き続き使用されるに至つた者を除く。）

四 十四日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い、前貸しその他の方法による金銭の授受であつて実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む。）を受ける者

2 一般乗用旅客自動車運送事業者（個人タクシー事業者を除く。以下この章において同じ。）は、新たに雇い入れた者については、第三十八条第一項、第二項及び第五項並びに第三十九条に規定する事項（新たに雇い入れた者が一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者として選任された経験を有する者である場合にあつては、第三十八条第一項に規定する事項及び第三十九条に規定する事項のうち営業区域内の地理に関し必要な事項）について、指導、監督及び特別な指導を行い、並びに適性診断を受診させた後でなければ、前条の運転者その他事業用自動車の運転者として選任してはならない。ただし、新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送

事業者の営業区域内において、雇入れの日前二年以内に通算九十日以上一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であつたときは、この限りでない。

(乗務員等台帳及び乗務員証)

第三十七条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等ごとに、第一号から第十号までに掲げる事項を記載し、かつ、第十一号に掲げる写真を貼り付けた一定の様式の乗務員等台帳を作成し、これを当該運転者等の属する営業所に備えて置かなければならない。

一 作成番号及び作成年月日

二 事業者の氏名又は名称

三 運転者等の氏名、生年月日及び住所

四 雇入れの年月日及び運転者等に選任された年月日

五 運転者に対する道路交通法に規定する運転免許に関する次の事項

六 運転免許の番号及び有効期限

七 運転免許に条件が付されている場合は、当該条件

八 運転者の運転の経歴

九 運転者等の健康状態

十 運転者に対しては、次条第二項の規定に基づく指導の実施及び適性診断の受診の状況

十一 乗務員等台帳の作成前六月以内に撮影した単独、無帽、正面、無背景の写真（一般乗用旅

客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者等については、縦三・〇センチメートル以上、横

二・四センチメートル以上の大きさの写真）

十二 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者が転任、退職その他の理由により運転者でな

くなった場合には、直ちに、当該運転者に係る前項の乗務員等台帳に運転者でなくなった年月日

及び理由を記載し、これを三年間保存しなければならない。

十三 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車（タクシー業務適正化特別措置法第十三条の

規定により運転者証を表示しなければならないものを除く。）に運転者を乗務させるときは、次

の事項を記載し、かつ、第一項第十一号に掲げる写真を貼り付けた当該運転者に係る一定の様式

の乗務員証を携行させなければならない。

一 作成番号及び作成年月日

二 事業者の氏名又は名称

三 運転者の氏名

四 運転免許の有効期限

五 一般乗用旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等が転任、退職その他の理由により運

転者でなくなった場合は、直ちに、当該運転者に係る前項の乗務員証に運転者でなくなった年月

日及び理由を記載し、これを一年間保存しなければならない。

六 旅客自動車運送事業者は、特定自動運行保安員が転任、退職その他の理由により特定自動運行保安員でなくなつた場合には、直ちに、当該特定自動運行保安員に

係る第一項の乗務員等台帳に特定自動運行保安員でなくなつた年月日及び理由を記載し、これを

三年間保存しなければならない。

（従業員に対する指導監督）

第七条 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で

定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができ

る運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督をしなければ

ならない。この場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行つた者及び受けた

者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

（従業員に対する指導監督）

第八条 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車の運転者に対し、国土交通大臣が告示で

定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができ

る運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督を行つた者及び受けた

者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

（従業員に対する指導監督）

第九条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等に就き、国土交通大臣が告示で

定めるところにより、主として運行する路線又は営業区域の状態及びこれに対処することができ

る運転技術並びに法令に定める自動車の運転に関する事項について適切な指導監督を行つた者及び受けた

者を記録し、かつ、その記録を営業所において三年間保存しなければならない。

（従業員に対する指導監督）

第十条 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運転者に對

して、事業用自動車の運行の安全を確保するために遵守すべき事項について特別な指導を行い、かつ、国土交通大臣が告示で定める適性診断であつて第四十一条の二及び第四十二条の三の規定

により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならない。

一 死者又は負傷者（自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第五条第

二号、第三号又は第四号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした者

二 運転者として新たに雇い入れた者

三 乗務しようとする事業用自動車について当該旅客自動車運送事業者における必要な乗務の經

験を有しない者

四 高齢者（六十五才以上の者をいう。）

五 旅客自動車運送事業者は、特定自動運行保安員に対し、特定自動運行事業用自動車の運行の安

全を確保するために遵守すべき事項について適切な指導監督をしなければならない。この場合に

おいては、その日時、場所及び内容並びに指導監督を行つた者及び受けた者を記録し、かつ、そ

の記録を営業所において三年間保存しなければならない。

六 一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業

者は、事業用自動車（乗車定員十一人以上のものに限る。）の車掌に対し、第四十九条及び第五

十条に規定する事項について適切な指導監督を怠つてはならない。

七 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が非常信号用具、非常口又は消火器を備えたもの

であるときは、当該自動車の乗務員等に対し、これらの器具の取扱いについて適切な指導をしな

ければならない。

八 旅客自動車運送事業者は、従業員に対し、効果的かつ適切に指導監督を行うため、輸送の安

全に関する基本的な方針の策定その他の国土交通大臣が告示で定める措置を講じなければなら

ない。

九 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運転者等に対し、営業区域内地

理並びに旅客及び公衆に対する応接に関し必要な事項について適切な指導監督を怠つてはなら

ない。

（指導要領及び指導主任者）

第十条 一般乗用旅客自動車運送事業者は、前項に規定する事項についての指導監督に関し、少

なくとも指導監督の内容、期間及び組織に関する事項が明確にされている指導要領を定めなけれ

ばならない。

十一 一般乗用旅客自動車運送事業者は、前項の指導要領による指導監督に関する事項を総括處理さ

せるため、指導主任者を選任しなければならない。

十二 一般乗用旅客自動車運送事業者は、第一項の指導要領による指導監督を行つたときは、その日

時、場所及び内容並びに指導監督を行つた者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を一年間保

存しなければならない。

（安全及び服務のための規律）

第十四条 旅客自動車運送事業者は、第一項の指導要領による指導監督を行つたときは、その日

時、場所及び内容並びに指導監督を行つた者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を一年間保

存しなければならない。

（認定の申請）

第十五条 第三十八条第二項の認定は、適性診断を実施しようとする者の申請により行う。

二 第三十八条第二項の認定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通

大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 適性診断に係る業務を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地

三 適性診断の種類

四 その他国土交通大臣が告示で定める事項

- 3 前項の申請書には、適性診断に係る業務を行おうとする職員、適性診断の実施の方法その他の事項についての適性診断の実施に関する計画（次条第一項及び第四十一条の四において「適性診断の実施計画」という。）その他の国土交通大臣が告示で定める書類を添付しなければならない。（認定の基準等）
- 第四十一条の三** 国土交通大臣は、前条の規定による認定の申請をした者が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
- 一 適性診断の実施計画が適性診断の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - 二 適性診断の実施計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 2 國土交通大臣は、前条の規定による認定の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するとときは、第三十八条第二項の認定をしてはならない。
- 一 法又は法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - 二 第四十一条の九の規定により第三十八条第二項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者
 - 三 適性診断に係る業務を行う役員のうちに第一号に該当する者がある者
- （適性診断の実施に係る義務）
- 第四十一条の四** 第三十八条第二項の認定を受けた適性診断を実施する者（次条から第四十一条の十までにおいて「適性診断の実施者」という。）は、公正に、かつ、第三十八条第二項の認定に係る適性診断の実施計画に従い、適性診断を実施しなければならない。
- 第四十一条の五** 適性診断の実施者は、第四十一条の二第二項第三号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の認定を受けなければならない。ただし、国土交通大臣が告示で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。
- 2 前項の変更の認定を受けようとする者は、変更に係る事項を記載した申請書に国土交通大臣が告示で定める書類を添付して国土交通大臣に提出しなければならない。
- 3 第四十一条の三の規定は、第一項の変更の認定について準用する。
- 4 適性診断の実施者は、第四十一条の二第二項第一号若しくは第二号に掲げる事項について変更しようとするときは又は第一項ただし書の軽微な事項に係る変更をしようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- （適性診断に係る業務の廃止）
- 第四十一条の六** 適性診断の実施者は、適性診断に係る業務を廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 第四十一条の七** 国土交通大臣は、適性診断の実施者が第四十一条の三第一項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その適性診断の実施者に対し、これらの規定に適合するための必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（改善命令）
- 第四十一条の八** 国土交通大臣は、適性診断の実施者が第四十一条の四の規定に違反していると認めるときは、その適性診断の実施者に対し、同条の規定による適性診断に係る業務を行なべきことと又は適性診断の実施の方法その他の業務の方法の改善に係る必要な措置をとるべきことを命ずることができる。（認定の取消し等）
- 第四十一条の九** 国土交通大臣は、適性診断の実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認定を取り消し、又は期間を定めて適性診断に係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。（認定の取消し等）
- 1 第四十一条の三第二項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

- 二 第四十一条の五第一項又は第四項の規定に違反したとき。
- 三 前二条の規定による命令に違反したとき。
- 四 不正の手段により第三十八条第二項の認定を受けたとき。（報告の微収）

- 第四十一条の十** 国土交通大臣は、適性診断に係る業務の適正かつ確実な実施のため必要な限度において、適性診断の実施者に対し、適性診断に係る業務又は経理の状況に關し報告させることができる。（情報の公表）
- 第四十一条の十一** 国土交通大臣は、次の場合には、その旨をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- 一 第三十八条第二項の認定をしたとき。
 - 二 第四十一条の五第一項の変更の認定（第四十一条の二第二項第三号に掲げる事項に係るものに限る。）をしたとき。
 - 三 第四十一条の五第四項の規定による届出（第四十一条の二第二項第一号又は第二号に掲げる事項に係るものに限る。）があつたとき。
 - 四 第四十一条の九の規定により第三十八条第二項の認定を取り消し、又は適性診断に係る業務の停止を命じたとき。（事業用自動車内の表示）
- 第四十二条** 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、当該事業者の氏名又は名称及び当該自動車の自動車登録番号を旅客に見やすいように表示しなければならない。
- 2 一般乗合旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、第五十二条の規定による物品の持込制限に関する事項及び第五十三条の規定による禁止行為に関する事項を旅客に見やすいように表示しなければならない。
- 3 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に、禁煙の表示を旅客に見やすいように表示しなければならない。
- 4 路線定期運行又は路線不定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、第十五条（第一号に係る部分に限る。）の規定により車掌を乗務させないで事業用自動車を旅客の運送の用に供する場合には、当該事業用自動車内に、当該自動車の停車する停留所又は乗降地点の名称を旅客に見やすいように表示しなければならない。（応急用器具等の備付）
- 第四十三条** 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車に応急修理のために必要な器具及び部品を備えなければ、当該自動車を旅客の運送の用に供してはならない。ただし、運送の途中において当該自動車に故障が発生した場合に、これらの器具及び部品を容易に供給することができるとき、又は旅客の運送を容易に継続することができるときは、この限りでない。
- 2 旅客自動車運送事業者は、その事業用自動車が踏切警手の配置されていない踏切を通過することとなる場合は、当該自動車に赤色旗、赤色合図灯等の非常信号用具を備えなければ、旅客の運送の用に供してはならない。
- （事業用自動車の清潔保持）
- 第四十四条** 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車を常に清潔に保持しなければならない。（点検整備等）
- 第四十五条** 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車につき、点検整備、整備管理者の選任及び検査に関する道路運送車両法の規定に従うほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- 一 事業用自動車の構造及び装置並びに運行する道路の状況、走行距離等の使用の条件を考慮して、定期に行なう点検の基準を作成し、これに基づいて点検し、必要な整備をすること。
 - 二 前号の点検及び整備をしたときは、道路運送車両法第四十九条の規定に準じて、点検及び整備に関する記録簿に記載し、これを保存すること。

(整備管理者の研修)

第四十六条 旅客自動車運送事業者は、道路運送車両法第五十条第一項の規定により選任した整備管理者であつて次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

一 整備管理者として新たに選任した者

二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

(点検施設等)

第四十七条 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の使用の本拠地ごとに、自動車の点検及び清掃のための施設を設けなければならない。

(安全管理規程を定める旅客自動車運送事業者の事業の規模)

(安全管理規程による一般貸切旅客自動車運送事業者に旅客自動車運送事業の用に供する事業に対する管理の委託に係る許可を受けているものを用自動車)

第四十七条の二 法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める規格は、次の表の上欄に掲げる事業の種別に応じ、同表中欄に掲げる事業用自動車の数が、同表下欄に掲げる数であることとする。

事業の種別	事業用自動車
一般乗合旅客自動車運送事業	一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車
一般乗用旅客自動車運送事業	一般乗用旅客自動車運送事業の用に供二百両

一般乗合旅客自動車運送事業（法第三十五条第一項の規定による一般貸切旅客自動車運送事業者に旅客自動車運送事業の用に供する事業に対する管理の委託に係る許可を受けているものを除く。）

一般乗用旅客自動車運送事業

一般乗用旅客自動車運送事業及び特定二百両

動車の数

一般乗用旅客自動車運送事業（法第三十五条第一項の規定による一般貸切旅客自動車運送事業者に旅客自動車運送事業の用に供する事業に対する管理の委託に係る許可を受けているものを除く。）

一般乗用旅客自動車運送事業

二百両

2 前項の規定は、法第四十三条第五項において準用する法第二十二条の二第一項の国土交通省令で定める規格について準用する。この場合において、前項中「次の表の上欄に掲げる事業の種別に応じ、同表中欄に掲げる事業用自動車の数が、同表下欄に掲げる数」とあるのは、「一般乗合旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車の数が、二百両」と読み替えるものとする。

(安全管理規程の届出)

第四十七条の三 法第二十二条の二第一項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により安全管理規程の設定の届出をしようとする者は、旅客の運送を開始する

日（事業計画の変更により前条に規定する規格以上となる者にあつては、当該計画の実施予定期までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程設定届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 安全管理規程の実施予定期

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 設定した安全管理規程

二 その他安全管理規程に関し必要な事項を記載した書類

3 法第二十二条の二第一項の規定により安全管理規程の変更の届出をしようとする者は、変更後の安全管理規程の実施の日までに、次に掲げる事項を記載した安全管理規程変更届出書を提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 変更後の安全管理規程の実施予定期

3 変更した事項（新旧の対照を明示すること。）

4 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（安全管理規程の内容）

一 変更後の安全管理規程

第四十七条の四 法第二十二条の二第二項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める安全管理規程の内容は、次のとおりとする。

一 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針に関する次に掲げる事項

イ 基本的な方針に関する事項

ロ 関係法令及び安全管理規程その他の輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項

ハ 取組に関する事項

二 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ 組織体制に関する事項

ロ 安全統括管理者による輸送の安全の確保に関する事項

ハ 安全統括管理者の責務及び権限に関する事項

三 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ 情報の伝達及び共有に関する事項

ロ 事故、災害等の防止対策の検討及び実施に関する事項

ハ 事故、災害等が発生した場合の対応に関する事項

四 安全統括管理者の選任及び解任に関する事項

(安全統括管理者の要件)

第四十七条の五 法第二十二条の二第二項第四号の国土交通省令で定める要件は、次の表の上欄に掲げる事業の種別に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる者のいずれかに該当し、かつ、法第二十二条の二第七項（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の命令により解任され、解任の日から二年を経過しない者でないこととする。

事業の種別

一般乗合旅客一 旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）の輸送の安全に関する業務又は一般貸する者

一般乗用旅客自動車の運行の安全の確保に関する業務

一般乗用旅客自動車の点検及び整備の管理に関する業務

一般乗用旅客自動車の運行の安全の確保に関する業務

一般乗用旅客自動車の点検及び整備の管理に関する業務

一般乗用旅客自動車の運行の安全の確保に関する業務

二 選任し、又は解任した年月日

四 解任の届出の場合にあつては、その理由			
前項の安全統括管理者選任届出書には、選任した安全統括管理者が事業運営上の重要な決定に参画する管理的地位にあること及び前条に規定する要件を備えることを証する書類を添付しなければならない。	(旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかる情報の公表)		
第四十七条の七 旅客自動車運送事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。この場合において、旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めることにより、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。	(旅客自動車運送事業者による輸送の安全にかかる情報の公表)		
第二章 第二節 運行管理者の選任等	第四十七条の八 旅客自動車運送事業者は、法第七十八条第三号の許可を受けて公共の福祉を確保するためやむを得ず地域又は期間を限定して自家用自動車を用いて旅客の運送を行うときは、第十五条、第二十条、第二十一条、第二十四条、第二十五条、第二十六条、第二十六条の二、第二十七条、第二十八条、第二十八条の二、第三十七条、第三十八条及び第四十三条第二項の規定に準じて、当該自家用自動車の運行の管理を行わなければならない。		
第三章 運行管理者	第四十七条の九 旅客自動車運送事業者は、次の表の第一欄に掲げる事業の種別に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる営業所ごとに同表の第三欄に掲げる種類の運行管理者資格者証（以下「資格者証」という。）を有する者の中から、同表の第四欄に掲げる数以上の運行管理者を選任しなければならない。		
事業の種別	必要な営業所	資格者証の種類	選任すべき運行管理者の数
一般自動車運送事業	一般乗車定員十一人以下の事業	運行管理者の選任	選任すべき運行管理者の数
一般貸切自動車運送事業	一般乗合事業用自動車の運行を行管理する事業用自動車の運行を管理する営業所及び乗一般乗合旅客自動車運送事業	運行管理者の資格者証	選任すべき運行管理者の数
旅客自動車運送事業	用自動車五両以上の運行を管理する営業所	運行管理者の資格者証	選任すべき運行管理者の数
事業用自動車二十両以上を管理する営業所	事業用自動車十九両以下の運行を管理する営業所	運行管理者の資格者証	選任すべき運行管理者の数
上九十九両以下の運行を行管理する営業者証	上九十九両以下の運行を行管理する営業所	運行管理者の資格者証	選任すべき運行管理者の数

第四十一条の七	第四十一条の三第一項第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の各号
第四十一条の九第一号	第四十一条の三第二項第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の第一号又は第三号
第四十一条の九第二号	第四十一条の五第一項第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の二号又は第四項
第四十一条の十一第三号	第四十一条の五第一項第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の二号
第四十一条の十一第三号	第四十一条の二第二項第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の二号又は第二号
第四十一条の五第四項	第四十一条の二第二項第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の二第二項第一号又は第二号
第四十一条の五第四項	第四十一条の二第二項第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の五第四項
第五	旅客自動車運送事業者が、法第七十八条第三号の許可を受けて公共の福祉を確保するためやむを得ず地域又は期間を限定して自家用自動車を用いて行う旅客の運送に係る第一項の規定の適用については、同項の表中「管理する事業用自動車」とあるのは「管理する事業用自動車及び自家用自動車」と、同表第一号及び第四号中「及び乗車定員十人以下の事業用自動車」とあるのは「並びに乗車定員十人以下の事業用自動車及び自家用自動車」と、同表第三号中「事業用自動車五両以上」とあるのは「事業用自動車及び自家用自動車五両以上」とする。 (運行管理者の業務)
第六	旅客自動車運送事業の運行管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。
第七	第一十五条规定により車掌を乗務させなければならない事業用自動車に車掌を乗務させること。
第八	第一二十一条第一項の規定により定められた勤務時間及び乗務時間の範囲内において乗務割を作成し、これに従い運転者を事業用自動車に乗務させること。
第九	第二十二条第二項の休憩に必要な施設及び睡眠又は仮眠に必要な施設並びに同条第三項の睡眠に必要な施設を適切に管理すること。
第十	第二十二条第四項の乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。
第十一	第二十二条第五項の乗務員等を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。
第十二	第二十二条第六項の場合において、交替するための運転者を配置すること。
第十三	第二十二条第七項の場合において、同項の措置を講ずること。
第十四	事業用自動車の運転者等に対し、二十四条の点呼を行い、報告を求め、確認を行い、指示を与える記録を保存すること。
第十五	第二十六条の規定により記録しなければならない場合において、運行記録計により記録する事業用自動車を運行の用に供さないこと。
第十六	第二十六条の二各号に掲げる事項を記録し、及びその記録を保存すること。

十一 一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十七条第一項の運行基準図を作成して営業所に備え、これにより事業用自動車の運転者等に対し、適切な指導をすること。
十一 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十七条第

二項の運行表を作成し、これを事業用自動車の運転者等に携行させること。
十二 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十八条の調査をし、かつ、同
条の規定に適合する自動車を使用すること。

十二の二 一般貸切旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、第二十八条の二の運行指示書

任された者（特定自動運行旅客運送を行う場合にあつては、第十五条の二第一項の規定により

選任された特定自動運行保安員)以外の者を事業用自動車の運行の業務に従事させないこと。
十三の二 第三十七条の乗務員等台帳を作成し、営業所に備え置くこと。

十四 一般乗用旅客自動車運送事業の運行管理者にあつては、事業用自動車の運転者が乗務する場合には、次号の規定により運転者証を表示するときを除き、第三十七条第三項の乗務員証を

十五 携行させ、及びその者が乗務を終了した場合には、当該乗務員証を返還させること。

十三条の規定により運転者証を表示しなければならない事業用自動車に運転者を乗務させる場合には、当該自動車に運転者証を表示し、その者が乗務を終了した場合には、当該運転者証を

保管しておくこと。

指導を行ふとともに、同条第一項及び第三項の記録及び保存を行うこと。
十七、事業用自動車の運送者に第三十八条第二項の箇所診断を受けさせること。

第43条第2項の場合において、当該自動車に非常信号用具を備えること。
前項第三項の規定により異常として補力者に付する旨意文書を定むること。

旅客自動車運送事業用自動車の運転者の要件に関する政令（昭和三十一年政令第二百五十九号）の要件を備えない者に自動車を運転させないこと。

二十一　自動車事故報告規則第五条の規定により定められた事故防止対策に基づき、車の運行の安全の確保について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。
事業用自動

前項の運行管理者は法第七十八条第三号の許可を受けて公共の福祉を確保するためやむを得ず地域又は期間を限定して自家用自動車を用いて旅客の運送を行う場合においては、前項（第十

三号、第十五号及び第二十号を除く。)の規定に準じて当該自家用自動車の運行の安全の確保に関する業務を行わなければならぬ。

3 統括運行管理者は、前二項の規定による運行管理者の業務を統括しなければならない。

第四十八条の二 旅客自動車運送事業者は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない。営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に

関する業務の実行に係る基準に関する規程（以下「運行管理規程」という。）を定めなければならぬ。

前項の運行管理規程に定める運行管理者の権限は、少なくとも前条各号に掲げる業務を行うに足りるものでなければならない。

(運行管理者の監督)
第四十八条の三 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、第四十八条各号に掲げる業務

の適確な実行及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。

第四十一条の四 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる運行管理者に国土交通大臣が告示で定める講習であつて次項において準用する第四十一条の二

第四十八条の二 旅客自動車運送事業者は、運行管理者の職務及び権限、統括運行管理者を選任しなければならない営業所にあつてはその職務及び権限並びに事業用自動車の運行の安全の確保に関する業務の実行に係る基準に関する規程（以下「運行管理規程」という。）を定めなければならない。
前項の運行管理規程に定める運行管理者の権限は、少なくとも前条各号に掲げる業務を行うに足りるものでなければならぬ。
(運行管理者の監督)

の適確な実行及び運行管理規程の遵守について適切な指導監督をしなければならない。
（運行管理者の講習）

第四十八条の四 旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、次に掲げる車両管理者は、国土交通大臣が告示で定める萬習であつて次項において準用する第四十一条の二

本道行管現行に因ニテスルノ目次合併ノ事も不詮諭也。たゞハ、改訂に付し、翌月で右第四一一条の

及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを受けさせなければならぬ。

一 死者若しくは重傷者（自動車損害賠償保障法施行令第五条第二号又は第三号に掲げる傷害を受けた者をいう。）が生じた事故を引き起こした事業用自動車の運行を管理する営業所又は法人に係るものに限る。）の原因となつた違反行為が行われた営業所において選任している者

第四十条（法第四十三条第五項において準用する場合を含む。）の規定による処分（輸送の安

全に係るものに限る。）の原因となつた違反行為が行われた営業所において選任している者

二 運行管理者として新たに選任した者

三 最後に国土交通大臣が認定する講習を受講した日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

四 第四十一条の二から第四十一条の十一までの規定は、前項の認定について準用する。この場合において、これらの規定中「第三十八条第二項」とあるのは「第四十条の四第一項」と、「適性診断」とあるのは「講習」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

五 第四十一条の二第二項及び第四十一条の三第三項及び第四十一条の八

六 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

七 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

八 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

九 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

十 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

十一 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

十二 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

十三 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

十四 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

十五 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

十六 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

十七 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

十八 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

十九 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

二十 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

二十一 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

二十二 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

二十三 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

二十四 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

二十五 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

二十六 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

二十七 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

二十八 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

二十九 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

三十 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

三十一 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

三十二 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

三十三 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

三十四 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

三十五 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

三十六 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

三十七 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

三十八 第四十一条の三第三項及び第四十一条の四

一 一般乗合旅客自動車運送事業運行管理者	一般乗合旅客自動車運送事業
二 一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者	一般乗用旅客自動車運送事業
三 特定旅客自動車運送事業運行管理者	一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業
四 資格者証	資格者証の種類
五 二 一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者	二 一般乗用旅客自動車運送事業

通大臣が告示で定めるところにより、国土交通大臣が告示で定める講習であつて次項において準用する第四十一条の二及び第四十一条の三の規定により国土交通大臣の認定を受けたものを五回以上受講した者であることをとする。

二 一般乗用旅客自動車運送事業運行管理者

三 特定旅客自動車運送事業運行管理者

四 資格者証

五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

六 三 特定旅客自動車運送事業運行管理者

七 四 資格者証

八 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

九 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

十 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

十一 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

十二 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

十三 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

十四 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

十五 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

十六 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

十七 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

十八 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

十九 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

二十 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

二十一 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

二十二 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

二十三 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

二十四 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

二十五 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

二十六 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

二十七 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

二十八 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

二十九 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

三十 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

三十一 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

三十二 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

三十三 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

三十四 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

三十五 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

三十六 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

三十七 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

三十八 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

三十九 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

四十 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

四十一 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

四十二 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

四十三 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

四十四 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

四十五 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

四十六 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

四十七 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

四十八 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

四十九 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

五十 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

五十一 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

五十二 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

五十三 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

五十四 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

五十五 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

五十六 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

五十七 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

五十八 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

五十九 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

六十 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

六十一 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

六十二 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

六十三 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

六十四 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

六十五 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

六十六 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

六十七 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

六十八 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

六十九 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

七十 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

七十一 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

七十二 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

七十三 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

七十四 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

七十五 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

七十六 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

七十七 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

七十八 五 二 一般乗用旅客自動車運送事業

第二節 運行管理者者資格者証

（運行管理者者の資格要件）

第四十八条の五 法第二十三条の二第一項第二号の国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件は、次の表の上欄に掲げる資格者証の種類に応じ、同表の下欄に掲げる種類の旅客自動車の運行の管理に関する五年以上の実務の経験（法第二十一条第二号の規定による許可を受けて行う乗合旅客の運送に係るもの）を有し、かつ、その間に、国土交

運送事業の事業用自動車の運行の管理に関する五年以上の実務の経験（法第二十一条第二号の規定による許可を受けて行う乗合旅客の運送に係るもの）を除く。）を有し、かつ、その間に、国土交

による許可を受けて行う乗合旅客の運送に係るもの）を除く。）を有し、かつ、その間に、国土交

(試験結果の通知)

第四十八条の十四 國土交通大臣は、受験者に、その試験の結果を遅滞なく通知しなければならない。

第四章 乗務員

(乗務員)

第四十九条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者、車掌その他の乗務員は、事業用自動車の運行を中断し、又は旅客が死傷したときは、当該旅客自動車運送事業者とともに、第十八条第一項各号若しくは第二項各号又は第十九条各号に掲げる事項を実施しなければならない。この場合において、旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてしなければならない。

2 前項の乗務員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 事業用自動車内に持ち込むこと。

二 酒気を帯びて乗務すること。

三 事業用自動車内で喫煙すること。

四 第五十二条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客の現在する

場合において、旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてしなければならない。

二 前項の乗務員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 事業用自動車内に持ち込むこと。

二 酒気を帯びて乗務すること。

三 事業用自動車内で喫煙すること。

四 第五十二条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客の現在する

場合において、旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてしなければならない。

二 前項の乗務員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 事業用自動車内に持ち込むこと。

二 酒気を帯びて乗務すること。

三 事業用自動車内で喫煙すること。

四 第五十二条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客の現在する

場合において、旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてしなければならない。

二 前項の乗務員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 事業用自動車内に持ち込むこと。

二 酒気を帯びて乗務すること。

三 事業用自動車内で喫煙すること。

四 第五十二条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客の現在する

場合において、旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてしなければならない。

二 前項の乗務員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 事業用自動車内に持ち込むこと。

二 酒気を帯びて乗務すること。

三 事業用自動車内で喫煙すること。

四 第五十二条各号に掲げる物品（同条ただし書の規定によるものを除く。）を旅客の現在する

場合において、旅客の生命を保護するための処置は、他の処置に先んじてしなければならない。

記による記録）を行うこと。

2 運転操作に円滑を欠くおそれがある服装をしないこと。

一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者の事業用自動車（乗車定員十一人以上のものに限る。）の運転者は、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、第五十五条の規定により車掌が乗務しない事業用自動車にあつては、第二号に掲げる事項を遵守すればよい。

一 発車は、車掌の合図によつて行うこと。

二 発車の直前に安全の確認ができた場合を除き警音器を吹鳴すること。

三 警報装置の設備がない踏切又は踏切警手が配置されていない踏切を通過しようとするときは、車掌の誘導を受けること。

四 自動車を後退させようとするときは、車掌の誘導を受けること。

三 第十五条の規定により車掌が乗務しない事業用自動車の運転者は、乗降口の扉を閉じた後でなければ発車してはならない。

二 次第第五号の規定は、第十五条の規定により車掌が乗務しない事業用自動車の運転者に準用する。

四 次第第五号の規定は、第十五条の規定により車掌が乗務しない事業用自動車の運転者に準用する。

三 第十五条の規定により車掌が乗務しない事業用自動車の運転者は、乗降口の扉を閉じた後でなければ発車してはならない。

二 次第第五号の規定は、第十五条の規定により車掌が乗務しない事業用自動車の運転者に準用する。

三 第十五条の規定により車掌が乗務しない事業用自動車の運転者は、乗降口の扉を閉じた後でなければ発車してはならない。

第五章 旅客

(物品の持込制限)

第五十二条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、次に掲げる物品を自動車内に持ち込んではならない。ただし、品名、数量、荷造方法等について、国土交通大臣が告示で定める条件に適合する場合は、この限りでない。

一 火薬類（火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の火薬類をいう。ただし、五十発以内の実包及び空包であつて、弾帶又は薬こうに挿入してあるものを除く。）

二 百グラムを超える玩具用煙火

三 撃發油、灯油、軽油、アルコール、二硫化炭素その他の引火性液体（喫煙用ライター及び懐炉に使用しているもの除く。）

四 百グラムを超えるフィルムその他のセルロイド類（三トロ・セルローズを主材とした生地製品、半製品及びくずをいう。）

五 黄りん、カーバイト、金属ナトリウムその他の発火性物質及びマグネシウム粉、過酸化水素、過酸化ソーダその他の爆発性物質

六 放射性物質等（放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和三十五年總理府令第五十六号）第十八条の三第一項の放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二条第二項の核燃料物質及びそれによつて汚染された物をいう。）

七 苛性ソーダ、硝酸、硫酸、塩酸その他の腐食性物質

八 高圧ガス（高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の高压ガスをいう。ただし、消火器内に封入した炭酸ガス及び医薬用酸素器に封入した酸素ガスを除く。）

九 クロル・ピクリン、メチル・クロライト、液体青酸、クロロ・ホルム、ホルマリンその他の有毒ガス及び有毒ガスを発生するおそれのある物質

十 刀物

十一 五百グラムを超えるマッチ

十二 電池（乾電池を除く。）

十三 死体

十四 動物（身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）の身体障害者補助犬をいう。）及びこれと同等の能力を有すると認められる犬並びに愛玩用の小動物を除く。）

十五 事業用自動車の通路、出入口又は非常口をふさぐおそれのあるもの又は車室を著しく汚損するおそれのあるもの

十六 前各号に掲げるもののほか、他の旅客の迷惑となるおそれのあるもの又は車室を著しく汚損するおそれのあるもの

（禁止行為）

第五十三条 旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客は、自動車の事故の場合その他やむを得ない場合のほか、事業用自動車において、次に掲げる行為（一般貸切旅客自動車運送事業者の事業用自動車を利用する旅客にあつては、第五号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 走行中みだりに運転者に話しかけること。

二 物品をみだりに車外へ投げること。

三 自動車の操縦装置、制動装置その他運行に必要な機械装置に手を触れ、又は非常口その他事故の際旅客を車外に脱出させるための装置を操作すること。

四 走行中乗降口の扉を開閉すること。

五 一般の旅客に対して寄附若しくは物品の購買を求め、演説し、勧誘し、又は物品を配付すること。

六 禁煙の表示のある自動車内で喫煙すること。

七 第四十九条第四項（特定自動運行事業用自動車を利用する旅客にあつては、第十五条の二第七項）の規定による制止又は指示に反すること。

八 走行中の自動車に飛び乗り、又は飛び降りること。

第六章 指定試験機関

(指定の申請)

第五十四条 法第四十四条第二項の規定により指定試験機関の指定を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した指定試験機関指定申請書を提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 前号の事務所ごとの試験員の数

四 試験事務の開始の予定日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表。ただし、申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録とする。

三 申請日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 試験員の名簿及び履歴書

五 指定の申請に関する意思の決定を証する書類

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

七 対試験事務を行おうとする事務所ごとに試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類

八 対試験事務の実施の方法に関する事項を記載した書類

九 試験員の選任に関する事項を記載した書類

十 現に行つている業務の概要を記載した書類

十一 役員のうちに法第四十五条第二項第四号イ又はロに該当する者がいないことを信じさせるに足る書類

十二 その他参考となる事項を記載した書類

(指定試験機関の名称等の変更の届出)

第五十五条 指定試験機関は、法第四十五条の二第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した指定試験機関名称等変更届出書を提出しなければならない。

一 変更後の名称若しくは住所又は事務所の所在地

二 変更の予定日

(試験員の要件)

第五十六条 法第四十五条の三の国土交通省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する」ととする。

一 資格者証の交付を受けている者であつて、旅客自動車運送事業の運行管理者として三年以上の実務の経験を有する者であること。

二 国土交通大臣が前号に掲げる者と同等以上の能力を有するものと認める者であること。

(役員の選任及び解任の申請)

第五十七条 指定試験機関は、法第四十五条の四第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した指定試験機関役員選任（解任）認可申請書を提出しなければならない。

一 役員として選任しようとする者の氏名又は解任しようとする役員の氏名

二 選任の場合にあつては、その者の履歴

三 解任の場合にあつては、その理由

2 役員の選任に係る前項の申請書には、役員として選任しようとする者が法第四十五条第二項第

四号及びロのいずれにも該当しないことを信じさせるに足る書類を添付しなければならない。

一 次に掲げる事項を記載した試験員選任（解任）届出書を提出しなければならない。

二 試験員の氏名

- 二 選任の場合にあつては、その者の履歴並びにその者が試験事務を行う事務所の名称及び所在地
 三 解任の場合にあつては、その理由
- 2 前項の場合において、選任の届出をしようとするときは、同項の届出書に、当該選任に係る者が第五十六条に規定する試験員の要件を備えることを明らかにする書類を添付しなければならない。
- (試験事務規程)
- 第五十九条** 法第四十五条の六第一項の国土交通省令で定める試験事務の実施に関する事項は、次のとおりとする。
- 一 試験事務を行う時間及び休日に関する事項
 - 二 試験事務を行う事務所に関する事項
 - 三 手数料の収納の方法に関する事項
 - 四 試験事務の実施の方法に関する事項
 - 五 試験の結果の通知に関する事項
 - 六 試験員の選任及び解任並びにその配置に関する事項
 - 七 試験事務に関する秘密の保持に関する事項
 - 八 試験事務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
 - 九 その他試験事務の実施に關し必要な事項
- 2 指定試験機関は、法第四十五条の六第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、試験事務規程認可申請書に当該認可に係る試験事務規程を添付して、提出しなければならない。
- 3 指定試験機関は、法第四十五条の六第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、試験事務規程認可申請書に当該認可に係る試験事務規程を添付して、提出しなければならない。
- 一 変更しようとする事項
- 二 変更の予定期日
- 三 変更を必要とする理由
 (事業計画等の認可の申請)
- 第六十条** 指定試験機関は、法第四十五条の七第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、事業計画等認可申請書に当該認可に係る事業計画書及び收支予算書を添付して、提出しなければならない。
- 2 指定試験機関は、法第四十五条の七第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した事業計画等変更認可申請書を提出しなければならない。
- (帳簿)
- 第六十一条** 法第四十五条の八の国土交通省令で定める帳簿の記載事項は、次のとおりとする。
- 一 試験年月日
 - 二 試験地
 - 三 受験者の試験の結果
 - 四 受験者の受験番号、氏名及び生年月日
 - 五 合格年月日
 - 六 合格年月日
 - 七 その他試験に關し必要な事項
- 2 法第四十五条の八の帳簿は、試験事務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から三年間保存しなければならない。
- (試験事務の休廃止の許可の申請)
- 第六十二条** 指定試験機関は、法第四十五条の十第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した試験事務休止(廃止)許可申請書を提出しなければならない。
- 一 休止又は廃止しようとする試験事務の範囲

- 二 休止又は廃止の予定期日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
 三 休止又は廃止の理由
 (試験事務の引継ぎ)

第六十三条 指定試験機関は、法第四十五条の十二第三項に規定する場合にあつては、次に掲げる事項を行わなければならない。

- 一 試験事務を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 二 試験事務に関する帳簿及び書類を国土交通大臣に引き継ぐこと。
- 三 その他国土交通大臣が必要と認める事項

(公示)

- 第六十四条** 指定試験機関の名称、住所及び試験事務を行う事務所の所在地並びに試験事務の開始の日は、次のとおりとする。
- | 名称 | 住所 | 試験事務を行う事務所の所在地 | 試験事務の開始の日 |
|-------------------------|----------------------------|----------------|-----------|
| 1 公益財団法人運行管理者試験センタービル七階 | 東京都港区芝大門一丁目十六番三号芝大門壱壱六ビル七階 | 平成十四年二月一日 | |

2 法第四十五条の十第二項の公示(試験事務の全部の廃止の許可に係るもの)、法第四十五条の十一第三項の公示(指定の取消しに係るもの)及び法第四十五条の十二第二項の公示は、官報で告示することによつて行う。

(変更の報告)

- 第六十五条** 指定試験機関は、次の各号のいずれかに該当する場合にあつては、遅滞なく、その旨を記載した報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- 一 試験事務に從事しない役員に変更があつた場合
 - 二 第五十八条第一項の選任の届出に係る試験員が、解任以外の理由により、当該事務所の試験員でなくなつた場合

(試験の実施結果の報告)

第六十六条 指定試験機関は、試験を実施したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した試験実施結果報告書を国土交通大臣に提出しなければならない。

- 一 試験年月日
- 二 試験地
- 三 受験者数
- 四 合格者数
- 五 合格年月日
- 六 合格年月日
- 七 (国土交通大臣による輸送の安全にかかる情報の公表)

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添付しなければならない。

(第七章 雜則)

第六十六条の二 法第二十九条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかる情報は、次のとおりとする。

- 一 法第二十七条第四項、法第三十一条又は法第四十条の規定による処分(輸送の安全に係るものに限る)を受けた者の氏名又は名称及び当該処分に係る違反の内容
- 二 法第二十九条の規定による届出に係る事項
- 三 法第九十四条第四項の規定による立入検査(輸送の安全の確保に係るものに限る)に係る事項

四 前三号に掲げるもののほか、輸送の安全に重大な関係を有する事項がある場合には、その

2 法第二十九条の二の規定による公表は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

3 前二項の規定は、法第四十三条第五項において準用する法第二十九条の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかるる情報について準用する。

(手数料)

第六十七条 法第九十五条の二第一項の国土交通省令で定める額は、次のとおりとする。

一 試験を受けようとする者 六千円

二 資格者証の交付又は再交付を受けようとする者 二百七十円（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第二百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して交付又は再交付の申請をする場合にあっては、二百六十円）

(届出)

第六十八条 旅客自動車運送事業者は、次の表の上欄に掲げる場合に該当することとなつたとき（同表第五号及び第六号に掲げる場合にあつては、一般貸切旅客自動車運送事業者が該当各号の場合に該当することとなつたときに限る。）は、同表下欄に掲げる事項を営業所の所在地を管轄する運輸監理部長又は運輸支局長に届け出なければならない。

届出を行う場合

一 法第二十三条第三項の規定により、運行管理者を選任し、又は解任した場合

届出事項

一 届出者の氏名又は名称及び住所

二 事業の種類

三 営業所の名称及び位置

四 選任又は解任の年月日

五 運行管理者の氏名及び生年月日

六 資格者証の番号及び交付年月日

七 選任の場合にあつては、運行管理者の兼職の有無（兼職が有る場合は、その職名及び職務内容）

八 運行管理者でなくなつた旨及びその理由

九 前号の届出に係る運行管理者が、当該営業所の運行管理者でなくなつた場合

十 前号の届出に係る運行管理者が、指導主任者を選任した場合

十一 前号の届出に係る指導主任者が、当該営業所の運行管理者でなくなつた場合

十二 前号の届出に係る指導主任者が、当該営業所の運行管理者でなくなつた場合

十三 第四十七条第二項の規定により、指導主任者を選任した場合

十四 前号の届出に係る指導主任者が、当該営業所の運行管理者でなくなつた場合

十五 第四十七条第三項の規定により、指導主任者でなくなつた場合

十六 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合

十七 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合

十八 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合

十九 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合

二十 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合

二十一 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合

二十二 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合

二十三 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合

二十四 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合

二十五 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合

二十六 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合

二十七 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合

二十八 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合

二十九 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合

三十 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合

三十一 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合

三十二 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合

三十三 第四十七条の九第三項の規定により、補助者を選任し、又は解任した場合

六 前号の届出に係る補助者が、転補助者でなくなつた旨及びその理由
任、退職その他の理由により、当該営業所の補助者でなくなつた場合2 前項の規定による届出は、当該届出事由の発生した日から十五日以内に行うものとする。
(書類の管理)

第六十九条 旅客自動車運送事業者は、第二十六条の二に規定する事故の記録、第三十八条第一項及び第三項の規定による指導監督の記録その他の国土交通大臣が告示で定める書類を適切に管理し、法第九十四条第一項の規定による報告の求め又は同条第四項の規定による立入検査を受けた場合に、速やかに提示できるようにしなければならない。

附 則

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条第一項第七号の規定（第三十七条の規定による禁止行為に係るものに限る。）は昭和三十一年九月一日から、第十五条の規定（特定旅客自動車運送事業者に係るものに限る。）は第二十一条第三項（第四十六条第三項において準用する場合を含む。）、第二十五条（第四十六条第三項において準用する場合を含む。）、第二十八条第一項及び第二十九条第二項の規定（一般乗用旅客自動車運送事業者及び特定旅客自動車運送事業者に係るものに限り、第四十六条第一項において準用する場合を含む。）は昭和三十一年十一月一日から、第二十七条（第四十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三十一条（第四十六条第一項において準用する場合を含む。）及び第三十二条（第四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定は昭和三十二年二月一日から並びに第二十三条及び第三十四条第四項の規定は昭和三十二年八月一日から施行する。

2 自動車運送事業等運輸規則（昭和二十七年運輸省令第百号）は、廃止する。

附 則 (昭和三三年六月九日運輸省令第二一号) 抄

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第二十一条第二項及び第二十五条の二第一項の規定は、昭和三十三年八月十日から施行する。

附 則 (昭和三四年九月一五日運輸省令第四二号) 抄

1 (施行期日)
この省令は、昭和三十五年四月一日から施行する。
附 則 (昭和三六年二月二日運輸省令第五号) 抄3 1 この省令は、改正前の第二十五条第三項（改正前の第四十六条第三項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、改正後の第二十五条の三（改正後の第四十六条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づいてしたものとみなす。
附 則 (昭和三六年二月一七日運輸省令第七号) 抄
この省令は、昭和三十六年十月一日から施行する。ただし、第十五条の改正規定は、公布の日から施行する。附 則 (昭和三七年一〇月一八日運輸省令第五八号) 抄
この省令は、昭和三十八年一月一日から施行する。附 則 (昭和三八年一〇月一一日運輸省令第五一号) 抄
この省令は、昭和三十九年十月十五日から施行する。附 則 (昭和四〇年一月六日運輸省令第一号) 抄
この省令は、昭和四一年四月一日から施行する。附 則 (昭和四一年五月一六日運輸省令第二三号) 抄
この省令は、昭和四一年四月一日から施行する。附 則 (昭和四二年九月一日運輸省令第八〇号) 抄
この省令は、昭和四二年九月一日から施行する。1 この省令は、昭和四一年四月一日から施行する。
附 則 (昭和四二年五月一六日運輸省令第二三号) 抄
この省令は、昭和四一年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項の改正規定は、同年六月一日から施行する。附 則 (昭和四二年一〇月三一日運輸省令第一号) 抄
この省令は、昭和四二年一〇月三一日から施行する。

附 則 (平成一年三月一〇日運輸省令第六号)
 この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成一年一二月二〇日運輸省令第五一号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、道路運送法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十八号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成十二年二月一日)から施行する。

附 則 (平成一二年三月二四日運輸省令第一一号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 (平成一二年一月二九日運輸省令第三九号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成一三年七月一一日国土交通省令第一一五号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律の施行の日(平成十四年二月一日)から施行する。

附 則 (平成一三年八月二四日国土交通省令第一一一号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年二月一日から施行する。

附 則 (平成一四年二月一日本国土交通省令第七号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則(以下「新規則」という。)第二十四条第三項の規定は、この省令の施行の日前に同項に規定する記録をした場合については、適用しない。

第三条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第三十六条第二項の規定により指導が行われている新たに雇い入れた者については、新規則第三十六条第二項の規定にかかわらず、従前の例により事業用自動車の運転者として選任することができる。

附 則 (平成一四年二月一日本国土交通省令第七号) 抄
 (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年七月一日から施行する。

附 則 (平成一四年七月三日国土交通省令第八四号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則 (平成一四年九月二七日国土交通省令第一〇三号) 抄
 (施行期日)

この省令は、平成十四年十月一日から施行する。

附 則 (平成一五年一月二〇日国土交通省令第六号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十五年四月一日)から施行する。

附 則 (平成一五年三月二四日国土交通省令第三一号) 抄
 (施行期日)

この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一五年九月二六日国土交通省令第九五号) 抄
 (施行期日)

この省令は、平成十五年十月一日から施行する。

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現に法第二十二条の規定による許可を受けて行う乗合旅客の運送に係る事業用自動車の運行管理に関する実務の経験は、この省令による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条の五第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送事業の事業用自動車の運行管理に関する実務の経験とみなす。

附 則 (平成一六年三月二六日国土交通省令第二八号)
 この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 (平成一七年三月七日国土交通省令第一二号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一八日国土交通省令第五五号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成十七年六月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年七月一四日国土交通省令第七八号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七年六月一一日国土交通省令第六一号)
 この省令は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一七八年七月一四日国土交通省令第七八号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年九月七日国土交通省令第八六号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、道路運送法等の一部を改正する法律の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一八年九月七日国土交通省令第八六号)
 (乗合旅客の運送の許可に関する経過措置)

第十一条 改正法附則第三条の規定により許可乗合旅客運送について新法第二十二条の許可を受けたものとみなされる場合には、この省令による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則(以下「旧運輸規則」という。)第四十七条の八及び第五十条第十一項の規定は、施行日以後も、改正法附則第三条の規定により当該許可に付されたものとみなされる期限が到来するまでの間は、なおその効力を有する。

第十二条 みなし一般乗合旅客自動車運送事業者及び改正法附則第三条の規定により許可乗合旅客運送について新法第二十二条の許可を受けたものとみなされる者は、施行日から三年間は、この省令による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則(以下「新運輸規則」という。)第四十七条の九の規定にかかるらず、旧運輸規則第四十七条の九第二項及び第四十八条第二項の規定は、施行日から三年間は、適用することができる。

第十三条 新運輸規則第四十七条の九第二項及び第四十八条第二項の規定は、施行日から三年間は、適用しない。

3 施行日前に行われた旧運輸規則第四十八条の六第二項の表の下欄に掲げる種類の運行管理者試験に合格した者に係る法第二十三条の二第一項第一号の規定による運行管理者資格者証の交付については、なお従前の例による。

この省令は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成二十九年七月一日国土交通省令第四四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年二月二八日国土交通省令第七三号) 抄

(施行期日)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

1 (旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正に伴う経過措置)

この省令の施行の際現に一般乗用旅客自動車運送事業（その事業の規模が第一条による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の二第一項に規定する規模未満であつて第一条による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の二第一項に規定する規模以上であるものに限りる。）を経営する者は、同項の規定にかかわらず、この省令の施行の日から三月以内に、安全管理規程の設定の届出及び安全統括管理者の選任の届出をするものとする。

附 則 (平成三十一年三月三〇日国土交通省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三十一年四月二〇日国土交通省令第四〇号)

この省令は、平成三十一年六月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年六月二七日国土交通省令第五一號)

この省令は、平成三十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年二月二六日国土交通省令第九〇号) 抄

この省令は、平成三十一年六月一日から施行する。

附 則 (平成三十一年一月一八日国土交通省令第三号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成元年六月二八日国土交通省令第一〇号)

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 (令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号) 抄

(施行期日)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行

政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則 (令和二年一月二一日国土交通省令第二号)

(施行期日)

この省令は、令和二年一月三十一日から施行する。

附 則 (令和二年一〇月三〇日国土交通省令第六六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和二年一月二一日国土交通省令第八七号) 抄

(施行期日)

この省令は、令和二年一月三十一日から施行する。

附 則 (令和二年一月二一日国土交通省令第八七号)

(施行期日)

この省令は、令和三年二月一日から施行する。ただし、第一条中海上運送法施行規則第二

十三条の十一第三号の改正規定（同号ハ中「事故」の下に「災害」を加える部分を除く。）及び次条から附則第七条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正に伴う経過措置)

(施行期日)

この省令の施行の際現に一般旅客自動車運送事業（その事業の規模が旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の二第一項に規定する規模未満であるものを除く。）又は特定旅客自動車運送事業（その事業の規模が旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の二第一項に規定する規模未満であるものを除く。）及び次条から附則第七条までの規定は、公布の日から施行する。

模未満であるものを除く。）を営む者は、施行日前においても、第二条（第三号に係る部分に限る。）の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則（以下この条において「新旅客自動車運送事業運輸規則」という。）の規定の例による安全管理規程の変更の届出をすることができる。この場合において、当該届出は、新旅客自動車運送事業運輸規則の相当する規定により施行日に行われるものとみなす。

附 則 (令和二年一月二七日国土交通省令第九三号) 抄

(施行期日)

この省令は、持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和二年十一月二十七日）から施行する。

附 則 (令和三年八月三一日国土交通省令第五三号) 抄

(施行期日)

この省令は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和四年二月二八日国土交通省令第七七号)

(施行期日)

この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。

附 則 (令和四年二月九日国土交通省令第八八号)

(施行期日)

この省令は、この省令による改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができます。

附 則 (令和五年三月三一日国土交通省令第三一号) 抄

(施行期日)

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則 (令和五年八月一日国土交通省令第六一号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年八月一〇日国土交通省令第八三号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正に伴う経過措置)

(施行期日)

この省令の施行の際現に一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者又は特定旅客自動車運送事業者が旅客の運送を行うためこれらの事業の用に供している自動車については、第二条の規定による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第四十二条第三項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

附 則 (令和五年一〇月一〇日国土交通省令第八三号)

(施行期日)

この省令は令和六年四月一日より施行する。ただし、第一条中旅客自動車運送事業運輸規則第四十二条の十一、第四十七条の九、第四十八条の四、第四十八条の五及び第四十八条の十二の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正に伴う経過措置)

(施行期日)

この省令は令和六年四月一日以前に道路運送車両法（昭和二十六年法律第一百八十五号）第七条第一項の規定による登録を受けた一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車に係るこの省令による改正後の旅客自動車運送事業運輸規則第二十六条第一項の規定の適用については、令和七年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

附 則 (令和六年二月二九日国土交通省令第一五号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和六年三月一五日国土交通省令第二二号)

(施行期日)

この省令の施行の際現に一般旅客自動車運送事業（その事業の規模が旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の二第一項に規定する規模未満であるものを除く。）又は特定旅客自動車運送事業（その事業の規模が旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の二第一項に規定する規模未満であるものを除く。）及び次条から附則第七条までの規定は、公布の日から施行する。

附 則 (旅客自動車運送事業運輸規則の一部改正に伴う経過措置)

(施行期日)

この省令の施行の際現に一般旅客自動車運送事業（その事業の規模が旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の二第一項に規定する規模未満であるものを除く。）又は特定旅客自動車運送事業（その事業の規模が旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の二第一項に規定する規模未満であるものを除く。）及び次条から附則第七条までの規定は、公布の日から施行する。

この省令は、公布の日から施行する。
 附 則 (令和六年三月二九日国土交通省令第四二号)
 この省令は、令和六年四月一日から施行する。
第1号様式 (第48条の6関係) (日本産業規格A列4番)

第1号様式 (第48条の6関係) (日本産業規格A列4番) (平18年文令106・追加、令元国交令30・一部改正)

運行管理者資格者証	
資格者証番号	
氏名 生年月日	
道路運送法第23条の2の規定により、 旅客自動車運送事業運行管理者資格者証を交付する。	
年月日	
地方運輸局長	印

第2号様式 (第48条の6関係) (日本産業規格A列4番)

第2号様式 (第48条の6関係) (日本産業規格A列4番) (平18年文令106・追加、平18年文令66・平28年文令78・令元国交令30・一部改正)

運行管理者資格者証交付申請書																
年月日																
地方運輸局長殿																
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 収入 印紙 </div>																
郵便番号 住所 (フリガナ) 氏名 生年月日 一般乗合 特定 (注①) 旅客自動車運送事業運行管理者資格者証の交付を 一般乗用 受けたいので、旅客自動車運送事業運輸規則第48条の6 第2項の規定によ り、別紙書類を添付して申請します。																
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">申請の区分</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">A</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">試験合格</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">受験番号</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">(年月日 合格)</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>B</td> <td>資格要件</td> <td></td> <td colspan="2">旅客自動車運送事業運輸規則第48条の5第 1項に該当する。</td> </tr> </tbody> </table>			申請の区分	A	試験合格	受験番号	(年月日 合格)					B	資格要件		旅客自動車運送事業運輸規則第48条の5第 1項に該当する。	
申請の区分	A	試験合格					受験番号	(年月日 合格)								
	B	資格要件		旅客自動車運送事業運輸規則第48条の5第 1項に該当する。												
注① 不要の文字は消すこと。 (2) 申請の区分の欄は、該当する区分の記号の1つを○で囲み、必要事 項を記入すること。																

第3号様式（第48条の7、第48条の8関係）（日本産業規格A列4番）（平13国文
令106・追加、令元國交令30・一部改正）

訂正 運行管理者資格者証 再交付（注(1)）申請書	
年月日	
地方運輸局長殿	
取入印紙	
郵便番号	
住所	
（フリガナ） 氏名	
生年月日	
資格者証の 記載内容 （注(1)）を受けたいので、旅客自動車運送事業運輸規則 再交付	
第48条の7第1項 （注(1)）の規定により、別紙書類を添付して申請します。 第48条の8第1項	
理由 1 氏名の変更 2 汚損 3 破損 4 亡失	
資格者番号	
申請前に有して いた資格者証の 記載内容 （注(1)） 氏名 生年月日	
変更後の氏名	

注(1) 不要の文字は消すこと。
 (2) 資格者証の訂正を申請する場合は、収入印紙は不要。
 (3) 理由の欄は、該当する事項の数字を○で囲むこと。

第4号様式（第48条の13関係）

(表)

(裏)

The diagram illustrates the layout of Form No. 4 (Table 13 related). The front side (left) contains fields for personal information (name, address, phone number, etc.) and a section for application details. The back side (right) is a blank area for stamping or signatures. Dimension lines indicate widths of 140mm for the top and bottom sections and a height of 100mm for the right side.

注(1) ※の欄は記入しないこと。

(2) 運行管理者試験受験票に貼る写真は、最近六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景のものであること。

(3) 寸法の単位は、ミリメートルとする。